

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

バングラデシュ人権報告書 2016年版

概要

バングラデシュは世俗主義、多元的な議会民主主義国家である。シェイク・ハシナ(Sheikh Hasina)首相及びアワミ連盟(Awami League)(AL)は、2014年1月の議会選挙で権力を保持した。大部分の国際的観測筋がこれらの選挙について、物議を醸すものであり、国際水準に届かないと評した。

文民当局は、治安部隊に対する実効支配を維持した。

バングラデシュ国内では、ダーイシュ(Da'esh)及びインド亜大陸のアルカイダ(al-Qaida in the Indian Subcontinent)(AQIS)への加盟を宣言する複数の過激派組織がその活動を強化しており、少数宗派、大学教員、外国人、人権擁護活動家、レズビアン、ゲイ、両性愛者、性同一性障害者及び性転換者(LGBTI)コミュニティの人々及びその他の集団に大規模な攻撃を実行し、衆目を集めた。政府は、強力な反過激派推進活動でこれに応酬した。複数の人権擁護団体の主張によれば、これによって、超法規的処刑、恐喝目的の恣意的な拘禁、強制失踪、拷問及びその他の人権侵害が増加したということである。政府は、市民の権利及び政治的権利の制限を正当化する目的にも対テロ活動を利用した。

最も重大な人権問題は、政府の治安部隊による超法規的処刑、恣意的又は違法な拘禁及び強制的な失踪、過激派思想信奉集団による周縁化された集団の住民及びその他の殺害、早期結婚及び強制結婚、特に女性及び子どもに対するジェンダーを理由とする暴力、そして劣悪な労働条件及び労働者の権利侵害であった。

他に人権問題として挙げられたのは、治安部隊による拷問及び虐待、恣意的な逮捕、弱い司法機関の能力と独立性、長期間にわたる裁判前勾留、政治的動機に基づく暴力、公務員の汚職及び、ネット上での発言及び報道に対する制限であった。当局は国民のプライバシー権を侵害した。一部の非政府機関(NGO)は、その活動に対する法務上の制限や非公式な制限に相次いで直面した。障害者に対する差別、特に障害を持つ児童が公立学校への入学を希望する場合の差別が問題であった。少数宗派及び少数民族に対する社会的暴力の事例が後を絶たなかった。性的指向に基づく個人差別が拡大した。

治安部隊の人権侵害に対する不処罰が普及しているという報告が複数あった。緊急行動部隊(Rapid Action Battalion)(RAB)の内部調査室(Internal Enquiry Cell)等を通じて、治安部隊による虐待及び殺害事案を捜査及び訴追するために政府が講じた措置は限定的であった。警察

及び治安部隊に対する国民の不信感により、国民の多くは、支援を求める又は刑事事件を届け出るために政府軍に頼るのを躊躇した。一部の事例では、政府は過激派集団の攻撃の被害者を非難し、これによって、攻撃者の不処罰が増加した。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

生命及び個人の自由に対する権利は憲法の定めるところである。メディアや地元及び国際的な人権擁護団体の報告によると、政府又は政府の代理機関は多数の恣意的又は法に基づかない殺害を犯した。

自宅搜索、逮捕及び他の法執行業務の途上、疑わしい死亡が発生した。多くの場合、治安部隊は拘束中の容疑者を犯罪現場又は隠れ家へ深夜に連行して武器を回収した又は共謀者を突き止めたと主張し、また共謀者が警察に向けて発砲した際に容疑者が殺害されたのだと主張した。政府は通常、これらの死亡を「十字砲火殺害」、「銃撃戦」又は「出会い頭の殺害」といった、RAB 又は警察部隊と犯罪組織との銃撃戦を特徴付ける言い方で説明したが、メディアも時々、これらの用語を使って、警察の武力の正当な使用を説明した。複数の人権擁護団体及び報道機関の主張によれば、この「十字砲火」事件の多くは、実際のところ、超法規的処刑(EJK)であった。一部の事案では、複数の人権擁護団体が、警察部隊は、自らの意志で、容疑者を拘禁し、尋問及び拷問を行い、逮捕現場に連れ戻し、処刑し、死亡を武力攻撃に応戦する合法的な防衛のせいにしたと主張した。ある人権擁護団体の報告によれば、2016年9月現在で、150人もの民間人が「十字砲火」事件で命を失った。これには、RABに命を奪われた34人、警察の捜査課によって命を奪われた11人、バングラデシュ国境警備隊(Bangladesh Border Guard)(BGB)による1人、SWAT合同作戦で犠牲になった3人及び、その他の警察部隊の犠牲になった61人などが含まれる。別の人権擁護団体の報告によれば、治安部隊は2016年9月までに、118人もの命を奪ったということである。

当局は、2016年8月5日に、イスラム過激派構成員と目されるシャフィウル・イスラム・ドン(Shafiul Islam Don)が、銃撃戦で死亡したと主張した。それによると、銃撃戦は、この容疑者を移送中のRABの車両に、複数の襲撃者が発砲したことで発生した。RAB関係者の主張によれば、ドンは勾留中に、ショラキア(Shlakia)広場のイーダ祝祭(ラマダン明けを祝う祭り)で発生した、2016年7月7日の攻撃に参加したことを自白したということである。グーラム・ファジュラー・ファフイム(Ghulam Fajjullaha Fahim)も2016年6月18日に、警察の勾留中に死亡した。伝えられるところによれば、複数の警察官が仲間を逮捕するために連れ出したところ、仲間が警察を襲撃したということである。Fahimは、2016年6月15日

に数学教師を襲おうとしたところを、地元住民に取り押さえられた。住民は Fahim を警察に引き渡した。警察が取り押さえようとした際に殺害された容疑者もいた。例えば、2016年6月19日に、警察は、ブロガーのアビジット・ロイ(Avijit Roy)の殺害容疑者、シャリフル・イスラム・シハブ(Shariful Islam Shihab)を殺害した。当局によれば、シャリフルと仲間2人は、警察に発砲してオートバイで逃亡を試みたということである。仲間2人は、逃げたということである。

2015年ほど多くなかった又は広範囲に及ばなかったものの、与野党両党の議員による政治的動機に基づく殺人が相次いで発生した。ある人権擁護団体の報告によれば、政治的暴力に起因する死亡者は209人にも上った。学生及び政党青年団による暴力行為が問題であった。政治的暴力は、与党の支持者間で発生した。2016年7月に、創設者のシェイク・ムジブル・ラフマン(Sheikh Mujibur Rahman)の肖像画に花輪を備えるかどうかをめぐるコミラ大学(Comilla University)でバングラデシュ学生連盟(Bangladesh Chhatra League)の2派間の衝突が発生し、1人が死亡した。

2016年10月までに、39人の殺害について、ダーイシュ及びAQIS等の多国籍テロリスト組織への加盟を宣言する複数の集団が犯行声明を出した。これには、少数宗派の信者、大学教員、外国人、LGBTI擁護活動家及び、治安部隊員などが含まれた。これ以外の31件の攻撃に対する犯行声明はなかった。被害者の大部分を占めたのは少数派のヒンドゥー教徒であった。

b 失踪

人権擁護団体の報告及び報道によると、複数の失踪及び誘拐が相次いで発生し、一部は治安部隊の犯行によるものであった。かかる行為の防止又は捜査に向けた政府の取り組みは限定的であった。強制又は非自主的失踪に関する国連作業部会は、2016年3月9日に、「国内で発生した強制失踪事案の件数が驚くほど増加しているという報告について政府に接触した。2016年5月18日現在で、未解決事案34件が再検討中であったが、作業部会に対する回答はなかった。失踪の申立てを受けて、治安部隊は一部の個人を告発せずに釈放し、何人かを逮捕した。死体で発見された者もいれば、行方がわからない者もいた。ある人権擁護団体の主張によれば、2016年11月までに、制服警官又は警察関係者を名乗る個人によって、84人が「誘拐された」ということである。失踪の標的には、野党党员も含まれた。

伝えられるところによれば、2016年8月22日に、有罪判決を受けた戦争犯罪者でイスラム協会(Jamaat)の元指導者グラム・アザム(Ghulam Azam)の息子アブドゥッラーヒル・アマーン・アズミ(Abdullahil Amaan Azmi)が、複数の私服男性によってダッカのアパートから連れ

去られたということである。男達は捜査課の捜査員と名乗ったということである。アズミは父親と異なり、イスラム協会の正式な会員ではなかった。アズミはバングラデシュの政界の著名人で、ソーシャルメディアで活動していたが、同氏のフェイスブックの投稿は、政府に批判的なことが多かった。イスラム協会最高指導者で有罪判決を受けた戦争犯罪者のミル・カシム・アリ(Mir Quasem Ali)の息子であるアフメド・ビン・カシムも拉致されたと伝えられた。ミル・アフメドは、拉致されるまで、イスラム協会の法定代理人の職務を遂行していた。伝えられるところによれば、バングラデシュ民族主義党(Bangladesh Nationalist Party)(BNP)の幹部で、既に処刑された戦争犯罪者サラフディン・クウェイダー・チョードゥリー(Salauddin Quader Chowdhury)の息子である、ウマム・クウェイダー・チョードゥリー(Hummam Quader Chowdhury)も、2016年8月4日に身元不詳の男性複数人によって連れ去られた。上記の個人は、政府の拘禁施設に収容され続けていると広く報道された。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び法律では拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁じているが、地元及び国際的な人権擁護団体の報告及び報道によると、治安部隊が、RAB、諜報機関及び警察を含め、逮捕及び取調べの際に拷問や身体的虐待及び心理的虐待を行っていた。伝えられるところによれば、治安部隊は、過激派構成員の容疑者から情報を聞き出すために拷問を利用したということであるが、野党議員は、治安部隊は党内の活動家も標的にしたと主張した。伝えられるところによると、治安部隊は脅迫、殴打、ニーキャッピング(足の狙い撃ち)及び電気ショックを使用し、また法執行当局者は時々、強姦及び他の性的虐待を働いた。著名な2つの人権擁護団体によれば、2016年9月までに、治安部隊による拷問で8人が死亡したということである。

法律には、治安判事が容疑者を尋問のため勾留することを認める規定が盛り込まれており、これは再勾留として知られ、その期間中、弁護士が立ち会っていても容疑者に尋問することができる。複数の人権擁護団体の主張によれば、拷問事例の多くはこの再勾留期間中に、被疑者から情報を聞き出す手段として発生するということである。最高裁判所は2016年11月10日に、犯罪で告発されていない民間人の法的拘禁を防ぐことを意図した、令状なしの逮捕及び再勾留時の取調べに関する指針を公布した。最高裁判所は勾留中の拷問を減じる取組みにおいて、法執行職員及び裁判所に対し、再勾留時の被拘禁者の健康診断及び拷問の申立ての追及に関する指針を交付した。裁判所は政府にも、警察による民間人の虐待を低減するべく刑事訴訟法(Criminal Procedure Code)(CrPC)の特定条項を改正するよう要請した(第1節dを参照)。

ある人権擁護団体の主張によれば、2016年11月までに、16人の被拘禁者が警察官に足を撃

たれた。2016年9月に公表されたヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書では、2013年からこれまでに発生した、治安部隊に足を狙い撃ちされた25人の事案が詳細に説明された。この中には、新聞記者で人権擁護団体のボランティア職員のモハメド・アフザル・ホサイン(Mohammad Afzal Hossain)が、ラジャプル(Rajapur)県で行われたアワミ連盟候補者2人の選挙戦で発覚した不正投票について報道していた時点で、治安部隊に足を狙い撃ちされた2016年の事案があった。2016年1月15日に、BNPのワード(選挙区設定のための行政区分)レベル単位の共同事務長を務めるアンワー・ホセイン・マハブブ(Anwar Hossain Mahbub)が逮捕され、伝えられるところによれば、刑務所内で拷問を受け、それが原因で2016年2月16日に死亡したということである。2016年8月4日には、宗教学校の教員で二期目の議長を狙うイスラム協会候補のイドリス・アリ(Idris Ali)は、私服治安当局者によって誘拐され、8月12日に死体で発見されたことが報告された。遺体には、手足の骨折及び腱の切断等の拷問の徴候があったとされる。2016年6月8日に、ジョソール県(Jessore)警察は、オートバイの窃盗容疑でアイヌル・ヘイク・ロフィットという16歳の少年を拷問した。ある人権擁護団体によれば、警察はロフィットを30時間にわたって拘禁し、その間、目隠しをして足の関節、指、つま先及び踵を木製の鞭で殴打し、着ていたベストを口に押し込んで、鼻から10分間水を流し込んだということである。警察は家族から賄賂を受け取った後、ロフィットを釈放したということである。この具体的な行動に対する刑事責任は発生せず、政府は、同様の虐待を行った個人の告発、有罪判決又は処罰をめったに行わなかった。

治安部隊は時々、被拘禁者や他の人々に強姦及び他の性的虐待を働いた。2016年5月22日に、ダゴンブイヤン郡警察署のデルワー・ホセイン(Delwar Hossain)警部補は、幹部職のアブドゥル・マナン(Abdul Mannan)と結託して、家庭争議をめぐる不服申立てを提出するために署に出向いた女性を強姦した。この女性はその後、女性・子供抑圧防止法(Prevention of Women and Child Repression Act)の下に告訴し、当局はこの2人の男を裁判にかけた。いずれも有罪判決を言い渡され、刑務所に護送された。

2016年1月から、政府は2015年の中央アフリカ共和国の未成年者1人がバングラデシュ平和維持兵2人から性的虐待を受けた申し立ての捜査を開始した。1人は懲戒処分になり、禁固1年を言い渡された。もう一方の兵士に対する申し立ては立証不能と裁定された。政府は現在、バングラデシュ平和維持兵1人が2015年後半/2016年初めに、コンゴ民主主義共和国で成人女性を性的に搾取した申し立ての捜査を続けている。この事案は、2016年2月に明るみに出たものである。政府は、意識向上キャンペーンの一環として、中央アフリカ共和国で発生した性的虐待について、この平和維持軍兵に対し見せしめとして有罪判決を言い渡し、これを平和維持展開プログラムの予備訓練に組み込んだ。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所は依然として苛酷な状況で、また時々、過密、不十分な施設及び適切な衛生状態の欠如が原因で生命を脅かすこともあった。オドヒカル(Odhikar)によると、こうした状況が収容中の死亡の一因であり、2016年11月末までに、54人の収監者が刑務所内で死亡した。

物理的状況：刑務局(Department of Prisons)によると、定員36,614名を想定して設計された態勢に78,578人の受刑者が収容されていた。当局はしばしば、裁判前の被拘禁者を受刑囚と一緒に投獄していた。

過密状態のため、受刑者は交替で睡眠を取り、またトイレ設備は不十分であった。GIZによれば、刑務所は、採光、空気、人間らしさ及びプライバシーに対する最低基準を満たしていない。複数の人権擁護団体及び報道機関によると、受刑者の中には治療を受けていない、あるいは水を飲ませてもらえない者もいたが、刑務所当局は、どの刑務所も飲用水を利用できると述べた。刑務所での水の利用可能量は国内の他地域での利用可能量と同等であったが、大抵は飲用に適さないものであった。人権委員会のカズィ・リーズル・ホック(Kazi Reazul Hoque)委員長は2016年8月23日に、ケラニガンジ郡(Keraniganj)に新設されたダッカ中央刑務所(Dhaka Central Jail)を視察訪問した後、刑務所内では人権が侵害されていると報道機関に語った。同氏は、さらに、「今後は状況改善に向けて3ヵ月ごとに刑務所を視察訪問する意向だ」と述べた。新設された施設であったが、やはり複数の問題があった。ダッカ中央刑務所の収監者が2016年5月に報道機関に話したところによれば、収監者は毎月、食事、入浴及び排泄施設の利用、就寝場所及びその他のサービスの対価として、30,000タカ(381ドル)を支払わなければならないということである。伝えられるところによれば、当局は、家族成員との面会についても追加費用を請求した。

刑務所内及び、たいていは、同じ刑務所複合施設内における状況は大幅に差があり、それは当局が一部の受刑者を高温、劣悪な換気、そして過密に曝される区域に収容したためである。法律は、VIPに指定された個人が、生活条件及び食事を改善した「A区画」の刑務所施設への入所、家族との面会頻度を増やす権利及び、監房内での手伝い役を務める貧しい収監者の提供の利用機会を認めている。

法律では未成年者を成人とは別に収容するよう要求しているが、多数の未成年者が成人と一緒に投獄されていた。法律や裁判所の判決で未成年者の投獄を禁じているに関わらず、児童も時々(場合によっては母親と一緒に)投獄されていた。

当局は日常的に、女性受刑者を男性とは別に収容していた。法律では「安全な勾留状態」の女性(通常は強姦、人身売買及びドメスティック・バイオレンスの被害者)が犯罪者と一緒

に収容されることを禁じているが、当局者は必ずしも別々の施設を提供するとは限らなかった。女性は、当局の許可なしに、この勾留状態から逃れることを許されなかった。

ダッカに新設された中央刑務所は、身体障害者のための施設が備えられていたが、障害者に特定した規定は概ねない。しかし、判事は、人道的根拠に基づいて重篤度が高い障害者に対する刑罰を減じることができ、看守は、例えば、重篤度が高い障害を持つ収監者を刑務所病院に移送する等の特別な措置を講じることができる。刑務所病院は、身体障害者、高齢者及び、特に手足の骨折及び心臓疾患患者を収容している。

運営：収監者が不服申し立てを提出する刑務所のオンブズマンはなかった。刑務所当局は、深刻な人員不足で制約を受けていると指摘した。再訓練及び更生プログラムの範囲は、極めて限定的であった。

独立的監視：政府は、赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross)による視察訪問及び、一部の国際ドナーの支援を許可した。政府は、バングラデシュ赤新月社(Bangladesh Red Crescent Society)が外国人の被拘禁者を訪問することを許可した。政府が任命した、各刑務所所在地域の著名な民間人で構成される委員会が刑務所の監視を月次で行ったが、所見を公表するわけではなかった。県裁判所の判事は時々、受刑者を訪問した。

改善：刑務所当局は 2016 年 7 月 29 日に、築 200 年のダッカ中央刑務所から収監者 6,511 人を、ダッカ郊外のケラニガンジ郡に新設された刑務所に移動させた。この新設施設は、4,590 人の収監者を収容するように建設されており、以前の中央刑務所ほどではないものの、移送した時点で既に、この新設施設も過密状態になった。審理中の被告は 6 棟に収容されるのに対し、受刑囚は同様の構造物 2 棟に収容される。4 棟には、暴力犯罪の受刑囚等の危険性の高い犯罪者、過激派分子及びテロリストが収容される。現職及び元閣僚、国会議員、上級公務員及び同様の地位の個人等の、VIP 用の特別房は 16 房ある。

この新設刑務所には、女性収監者 200 人、未成年男子 100 人、未成年女子 40 人、精神障害者男性囚 30 人及び精神障害者女性囚 20 人の施設がある。この刑務所は、危険な収監者のための専用棟 60 棟及び専用房 400 房を備えている。新設刑務所には、定員 200 床のデイケアセンター付き病院が備えられている。

旧ダッカ中央刑務所等の他の施設は、照明、衛生、換気及びその他の条件がこれより劣悪で、国連／マンデラ基準を満たしていない。

d 恣意的な逮捕又は拘留

恣意的な逮捕及び拘禁は憲法で禁じられている。法律では当局が判事からの命令又は令状を得ずに、犯罪活動容疑者を逮捕及び拘留することを認めている。当局は、告発台帳のない状態、家族又は法定代理人に居場所又は現状を明らかにしない状態又は、最初の段階で逮捕事実を知らせない状態で被拘禁者を拘束することがあった。

警察及び治安組織の役割

警察は内務省(Ministry of Home Affairs)の管轄下に置かれ、国内の治安及び、法と秩序の維持を委ねられている。警察の公安課(Special Branch)は入国管理法を管轄する一方、BGB 及び沿岸警備隊(Bangladesh Coast Guard)(BCG--やはり、MOHA に所属する--は国境を警備する。捜査は、ダッカ首都圏警察の刑事課(Detective Branch)及び犯罪捜査部(Criminal Investigation Department)の両方によって行われる。ダッカ首都圏警察の下で 2016 年から活動を開始したが、現在は全国規模の管轄権を有するテロ対策・国際犯罪課(Counter Terrorism and Transnational Crime Unit)は、対テロ活動における主導的役割を果たしている。警察及び軍から選抜された部隊で構成される RAB も、他の職務に加え、テロ対策に貢献している。陸軍は内閣府(Prime Minister's Office)の下で組織され、対外安全保障を担当するが、文民当局を支援する上で必要とされる場合は、後方部隊として、国内の一連の治安職務の支援に駆り出されることもあり得る。これには、テロリズムの事件への対応などがある。例えば、チッタゴン県及びシレット県を拠点とする軍の精鋭部隊は、2016 年 7 月 1 日に、県警を支援するためにダッカに向かい、11 時間に及ぶテロ人質事件を収束させた。軍情報総局(Directorate General of Forces Intelligence)及び国家安全保障諜報局(National Security Intelligence)は、国内の治安問題等の、政府が関心を持つ情報を収集する主な手段である。

文民当局は軍及び他の治安部隊に対する実効支配を維持し、政府は、治安部隊内での職権濫用及び汚職を捜査及び処罰する仕組みを設けている。しかし、これらの仕組みが規則通りに使われていたわけではない。政府は警察の職業意識、規律、訓練及び対応能力の向上及び、汚職低減に向けた措置を複数講じた。警察の基礎訓練には、コミュニティを基本とする警察活動の実施に向けた取り組みの一環として、適切な武力行使に関する指示が引き続き組み込まれた。

警察の方針によれば、重大な身体的傷害又は死亡を引き起こした行動を含め、警察による大規模な武力行使は全て、自動的内部調査を発動することになっており、これは通常、監察総監(Inspector General of Police)(IGP)に直属する専門職基準課によって行われるということであるが、今後は政府自ら「ゼロトレランス」を証明し、2016 年に発生した治安部隊による超法規的処刑の全面的捜査を行う意向を示した、政府高官のいくつもの前言にもかか

ならず、政府は、治安当局者による全殺人事案に関する統計データを公表したことも、事案の捜査に向けて包括的措置を講じたこともなかった。一部の人権擁護団体は、この評価を実施する専門職基準課の独立性に懐疑的な見方を示した。政府による告発として知られる数少ない事例では、有罪判決が確定した個人は概ね、行政罰しか受けなかった。治安部隊の構成員の中には、その行動が不処罰の対象になった者もいた。例えば、当局は、2016年3月20日に、家族と暮らしていた軍事基地であるクミッラ県内の軍野営地で遺体が発見された、クミッラ・ビクトリアカレッジ(Comilla Victoria College)2年生の Sohagi Jahan Tonu の強姦及び殺害容疑に関する事案に進展を示さなかった。Tonu の両親は、軍曹と兵士の犯行だと主張していた。DNA 試料を含む2つの検死材料があったにもかかわらず、当局は加害者を逮捕しなかった。これによって、非難の声と学生の抗議運動が広い範囲で発生した。別の事案では、2016年11月13日に、クスティア県の裁判所は、2007年に発生した「十字砲火」での農民殺害容疑で告発された警察官1人を含む、警察官3人に逮捕令状を公布した。3人はこの農民の家族から金銭を脅し取ろうとしたが失敗したために殺害した。

そうした取り組みをよそに、治安部隊は、RAB を含め、虐待を働き続けたが、刑事責任を問われなかった。原告は、刑事事件で警察を告発することを、長期間に及ぶ裁判手続き及び報復に対する恐怖から、躊躇した。警察を相手取った告訴の躊躇も、不処罰の風潮を助長する要因であった。法執行機関の主要な地位の多くは、与党に忠誠を誓う官吏で占有されていた。

政府は、人権侵害事案を調査する、準軍事組織の RAB 内に設置された内部調査室を引き続き支援した。前年の 16 事案と比較して、IEC が 2016 年を通じて調査を行ったのは 12 事案であった。2012 年以降に調査された 63 事案の中で最もよく見られた苦情申立ては、「権限の濫用」、身体的嫌がらせ及び賄賂であった。2012 年以降の調査事案 63 件のうち、IEC が職権濫用の申立ての真実を確認したのは 20 事案であった。2016 年 12 月時点で、RAB の再検討中の事案は 2 件であった。これには、報道後に IEC が自ら着手した調査 1 件が含まれる。

治安部隊は、社会的暴力の防止を怠った(第 6 節参照)。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

警察は特別権限法(Special Powers Act)の下、裁判所発行の令状に基づき、あるいは進行中の犯罪の観察に基づき、あるいは治安と公共の秩序の保持を目的に、個人を逮捕することができる。政府又は県裁判所の治安判事は、国家安全保障を脅かすおそれのある行為の実行を防ぐ目的で、ある個人の 30 日間の拘禁を命ずることができる。しかし、当局は時々、も

っと長い期間にわたり拘禁することもあった。治安判事は被拘禁者に、拘禁理由を 15 日以内に伝えなければならず、諮問委員会は、規則により、被拘禁者の事案を 4 ヶ月後に精査することを義務付けられている。被拘禁者は上訴権を有する。

最高裁判所の上訴部は 2016 年 5 月 24 日に、逮捕令状のない逮捕及び「再勾留」として知られる勾留状態での取り調べを許可する、CrPC の第 54 条及び 167 条の改正を政府に命じる 2003 年 4 月 7 日の高等裁判所の判決を支持した。上訴部は完全な裁定において、2016 年 11 月 10 日に、全裁判所及び当局を法的に拘束するものになる、この条項の適用に関する指針を公布した(第 1 節 d 及び第 1 節 c を参照)。この指針が公布されるまで、政府の治安部隊は、逮捕令状を取らずに民間人を相次いで拘禁し、下級裁判所は、高等裁判所が 2003 年の裁定で確立した防護措置に準じない取調べのための「再勾留」を許可してきた。

法執行機関向けに 2016 年 11 月 10 日に公布された高等裁判所のこの指針には、逮捕者の署名を付記する、逮捕日時を記載した逮捕覚書の作成が組み込まれている。警察は、12 時間以内に、逮捕事実を血縁者又は友人に伝え且つ、逮捕理由、逮捕事実を伝達された血縁者又は友人の名前及び、逮捕者を勾留する担当警察官の名前を日誌に記入しなければならない。担当警察官は、逮捕時に、逮捕者及び他の同伴者に、身分証明書を提示しなければならない。この指針によって、警察又は司法勾留状態での被拘禁者の拘束には、刑事事件の正式な登録が不可欠になった。同指針ではさらに、特別権限法に基づく拘禁目的での、第 54 条に基づく逮捕の差し止めも命令した。この指針では、逮捕を行う警察官は、逮捕者の視認できる創傷及びかかる創傷の理由を記録し、治療のために最寄の病院に当該個人を搬送し且つ、主治医から診断証明書を取得しなければならない。この指針は、逮捕後 12 時間以内に、逮捕者の血縁者又は友人に書面による報告を行うことを定めている。24 時間以内に捜査を完了できない場合は、担当警察官は、裁判所命令がない状態で被疑者の拘束継続を希望する理由及び、根拠の確かな当該個人に不利な告発又は情報を検討する理由を説明しなければならない。担当警察官は、関連する事案の日誌の写しを、裁判所に提出する義務も有する。

司法治安判事に対する指針では、逮捕を通じて記載される日誌の記載事項の写しを作成せずに拘禁されたことを訴える嘆願書を逮捕者が所持して出廷する場合の、逮捕者の釈放を義務付けている。治安判事は、逮捕者が出廷しない場合又は容疑に「十分な根拠がない」場合は、警察官の嘆願書を却下しなければならない。治安判事は、いかなる逮捕者に対しても、15 日を超える再勾留を許可してはならず、医療審議会が勾留中の拷問又は死亡の証拠を確認する場合は、2009 年の拷問及び勾留中の死(禁止)法(Torture and Custodial Death (Prohibition) Act)の下に、警察関係者を訴追することを認められている(第 1 節 c を参照)。

通常の裁判所には保釈制度があり、機能している。当局は犯罪で告訴された刑事上の被拘禁者が弁護士にアクセスすることを許可した。政府は時々、被拘禁者に、国費被告側弁護士を提供した。被拘禁者のための法的扶助プログラムはごくわずかに存在していたが、資金不足の状況であった。当局は概して被告側弁護士が依頼人と面会することを、正式な告訴が裁判所に提起された後に限り許可したが、場合によっては面会が最初の逮捕から数週間後、あるいは数か月後にやっと実現することもあった。

最高裁判所上訴部は2016年5月9日に、保釈時の被告の再逮捕及び、出廷させずに新しい事案で被告を逮捕することを禁じる明示的な指令を出したが、警察は日常的に、この仕組みを利用して、被疑者を無制限に拘禁した。報道によれば、2014年8月に既に逮捕されていたイスラム協会のダッカ市副書記のシャフィクル・イスラム・マスード(Shafiqul Islam Masud)は、その後、2015年12月25日と2016年4月24日の2度にわたって、ゼネスト決行時の暴力に関連して50を超える事案で保釈を受けた直後に、ダッカ中央刑務所の入口で再逮捕された。

恣意的な逮捕：恣意的な逮捕が、多くの場合は政治的な抗議デモとの関連で又は、治安部隊の対テロ活動の一環として複数発生した。政府は人々を具体的な罪状なしに拘留し、時には他の容疑者に関する情報収集を目的に拘禁することもあった。警察は、イードの祝日を控えた2016年6月10日から16日にかけて一斉逮捕運動を実施し、この期間に治安部隊は14,000人を逮捕した。伝えられるところによれば、この中には、野党活動家2,000人が含まれるということである。民間人のブロガー及び少数宗派幹部が複数死亡したが、一部の政府報道官は、その後、この運動を反過激派推進活動として正当化した。伝えられるところによれば、治安部隊が拘禁した過激派構成員は150人に上った。複数の人権擁護団体及びその他の監視団の主張によれば、この逮捕運動は、賄賂による警察の資金稼ぎ、逮捕者からの保釈金集め及び政治的反対集団の構成員に対する威嚇のための1つの手段として役に立ったということである。2016年7月1日にHoley Bakeryに対するテロ攻撃が起こった後、治安部隊は、この攻撃への関与疑惑で、釈放された人質の2人、ハスナト・カリム(Hasnat Karim)及びタハミド・カーン(Tahmid Khan)を拘禁した。複数の人権擁護団体の主張によれば、警察が2人を正式に逮捕する34日前に、治安部隊が内密で2人を拘禁し取調べを行ったということであるが、政府はこの主張を否定した。治安部隊の詳細は不明であった。

裁判前の拘留：恣意的かつ長期間に及ぶ裁判前拘留は依然として問題で、その背景には官僚主義的な非効率、限られた資源、裁判前の規則の手ぬるい執行、そして汚職があった。裁判所筋によると、2016年を通じて、約300万件の民事事件及び刑事事件が係争中であった。一部の事件では未決拘禁期間が、犯罪容疑に対する量刑期間と同等、あるいはもっと長かった。未決勾留状態又は審理中の被拘禁者は全体の74パーセントを占めた。2016年

10月の報道によれば、未決状態で5年より長い期間を刑務所で費やした収監者は500人を超えるということである。例えば、当局は、シポン(Shipon)と名乗る収監者を、ある殺人事案で17年以上にわたって未決拘禁した末、2016年11月15日に、この事案に報道機関が注目したことを理由に最終的に釈放した。

複数の監視団によれば、政府高官も、この事案における政府の利害を理由に、法定代理を取り下げるよう何人もの弁護士に圧力をかけた。タハミドは、2016年10月2日に保釈されたが、ハスナトは、年末時点で、依然として収監されていた。当局は、2016年11月に父親の葬儀に参列するためのハスナトの仮保釈を拒否した。

e 公正な公判の否定

法律では司法の独立を規定しているが、汚職、政治的干渉及び、膨大な未決事案により、裁判制度は阻害された。下級裁判所への裁判官任命及び、司法当局者の報酬及び配属に対する権限を行政府に付与する憲法規定によって、司法の完全な独立が弱められている。高等裁判所判事に対する弾劾権を議会に与えるという、第16次憲法改正が2014年に可決されていたが、2016年8月時点でそれを施行する法律がまだ立案されていなかった。

汚職及び膨大な未処理事案が裁判所制度を阻害し、また長期に及ぶ休廷の許可が事実上、多数の被告人が公正な裁判を受けることを妨げ、その背景には証人買収、被害者の脅迫、そして証拠の逸失があった。人権観測筋によると、多数の事件において、治安判事、法廷弁護士及び裁判所職員が被告人に賄賂を要求したり、政界の人脈網の影響力又はそれに対する忠誠に基づいて判決を下したりした。複数の監視団によれば、政府に不利な判決を下した判事は、他の管轄区に異動される危険に晒されるということである。裁判所の判決が政治的影響を受けたという申立てが複数あった。

バングラデシュ国際犯罪法廷(International Crimes Tribunal)(ICT)は依然、1971年の独立戦争中に発生した戦争犯罪の実行犯として告訴された個人を訴追していた。当局は2016年5月11日に、ダッカ中央刑務所において、国内最大のイスラム教政党、イスラム協会の党首モティウル・ラーマン・ニザミ(Motiur Rahman Nizami)を処刑した。当局は2016年9月3日に、ガジプル県の刑務所で、別のイスラム協会幹部のミル・カシム・アリ(Mir Quasem Ali)を処刑した。両被告は、裁判プロセスは不正行為によって歪められており、判事は無罪を証明する証拠を無視したと主張した。2010年の創設からこれまでのICTによる処刑者は、合計5人--うち4人がイスラム協会、1人がBNP--になった。

裁判手続

法律では公正な裁判を受ける権利を規定しているが、司法制度は必ずしもこの権利を保護したわけではなく、その背景には汚職、派閥主義、人員不足及び制度上の行為能力の不足があった。下級裁判所の裁判官の基本給は、年功序列に応じて月額 30,935 タカ(386 ドル)から 78,000 タカ(975 ドル)の範囲であった。最高裁判所の高裁部の判事は、基本月給 95,000 タカ(1,213 ドル)を支給され、上訴部の判事は 100,000 タカ(1,277 ドル)を支給される。下級裁判所の検察官の報酬は、月額 3,000 タカ(37.50 ドル)に加え、裁判所で費やした時間 1 時間当たり 200 タカ(2.50 ドル)という低額であったため、一部の裁判官が賄賂を受け取ることになり、これは事案の結果を左右する結果をもたらした。

被告人は推定無罪であり、上訴権及び政府の証拠を閲覧する権利を有する。また被告人は、自分の罪状について詳しい情報を速やかに提供される権利も有する。迅速裁判法(Speedy Trial Act)は、殺人、性的暴行及び強盗等の特定の犯罪に関する訴訟手続の不当な遅延を防ぐ目的で制定されたが、頻繁な休廷の結果、未処理事件が溜まる状況となった。被告は、判事が事案の判決を下す公開審理に出席する権利を有する。貧しい被告人は公選弁護士を付けてもらう権利を有する。裁判はベンガル語で行われ、政府から無償通訳は提供されない。被告人は、抗弁に備える十分な時間に対する権利も与えられる。被告人は弁護士を代理に立て、起訴資料を再検討し、証人を呼び、証人に質問し、そして判決を上訴する権利を有する。政府はこれらの権利を尊重しないことが多く、伝えられるところによれば、政府関係者の中には、国家にとって重大な論議の分かれる事案では、弁護士が被告の代理人を務めるのを阻止する者もいた。

行政府の治安判事を裁判長とする移動裁判所は、即時評決を言い渡した。これにはたいてい、法的代理権の機会を与えられなかった被告に対する刑期が組み込まれた。国内全 64 県の県行政長官(Deputy Commissioner)が集結した、2016 年 7 月 26 日から 28 日にかけてダッカで行われた会議は、行政府治安判事の司法権の強化に向けた 2009 年の移動裁判所法(Mobile Court Act)改正案の迅速な可決を政府に要求した。2016 年末時点で、同法に対する進展はなかった。

高等裁判所は 2016 年 9 月 20 日に、タンガイル県(Tangail)の行政治安判事 1 人及び警察署の担当警察官 1 人を召喚した。移動裁判所の管轄外である情報通信技術(ICT)法の下に、少年 1 人を収監するために移動裁判所を利用したことについて調査するためであった。報道によれば、この少年は、AL 県議会議員(Member of Parliament)(MP)を批判するフェイスブックへの投稿を理由に、禁固 2 年を言い渡されていた。この少年によれば、2016 年 9 月 27 日に高等裁判所に出廷する前に、MP に殴られ、担当警察官に殴られ、行政府治安判事に蹴られたということである。少年は「十字砲火」で殺すと脅かされて、フェイスブックの投稿欄で

この MP を脅迫したことを認めた。高等裁判所は 2016 年 10 月 18 日に、移動裁判所の判決を違法と宣言した上で、この少年に無罪判決を言い渡し、行政内務省(Public Administration and Home Affairs)の書記官及び警察に、担当警察官及び行政府治安判事の調査ができるように、担当から外すよう命令した。最高裁判所は 2016 年 10 月 26 日に、両者が嘆願書を提出した後、担当から外すこの命令を延期した。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

政治犯又は政治的理由により勾留された個人の報告はなかった。政治的所属は、国家安全保障上の脅威への対応という名目に基づく虚偽の罪状等により野党党員を逮捕及び訴追する要因になっていると見られることがあった。前首相で最大野党党首のカレダ・ジア(Khaleda Zia)は、1971 年の独立戦争で命を失った国民の数に対する公式見解を理由に、治安紊乱罪で告発された。政府は、同氏の審理が始まるまで、拘禁を差し控えた。野党党員の主張によれば、治安部隊は 2016 年 6 月の一斉逮捕を通じて、およそ 2,000 人もの党員を逮捕したということであるが、逮捕された党員は概ね告発又は収監されなかった。伝えられるところによれば、一部は賄賂を払って釈放されたということである。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人及び組織は、人権侵害を理由に行政上及び司法上の救済方法を求めることができるが、民事裁判制度は処理が遅く煩雑であり、国民の不信感が際立っていて、多数の人々が訴状の提出を阻止された。政府は民事裁判手続に干渉しなかった。汚職及び外部からの影響力が、民事司法制度における問題であった。民事事件における代替的紛争解決では、市民が調停のための主張を提示することができた。政府筋の情報源によると、民事事件における調停の利用拡大により、司法行政は迅速化したが、公正性又は公平性に関する評価は全く行われていなかった。

財産の返還

政府は、主にヒन्दゥー教徒住民に対する土地返還プロセスを迅速化するために、2001 年の既得財産(返還)法(2001 Vested Property (Return) Act)を改正しなかった(第 2 節 d を参照)。この既得財産法により、政府は、政府が国家の敵と宣言する全ての個人から財産を没収することができる。この法律は、たいてい、少数宗派集団が、特に 1971 年の独立戦争後に国外へ脱出する時に放棄した財産を収用する目的で使われた。

少数派コミュニティは、多数の土地所有者が、特に新設道路又は最近地価が高騰していた

産業開発地帯に近い区域に居住する少数派を不相応に移転させた、多数の土地所有権紛争を報告した。彼らはさらに、地元の警察、民事当局及び政治的リーダーが時々関与している、あるいは政治的影響力のある土地横領者が訴追されないよう庇っていると主張した(第6節参照)。政府は2016年8月に、CHTに居住する先住民族への土地返還を許可することができる、チッタゴン丘陵地帯(CHT)土地紛争解決委員会法を改正した(第2節dを参照)。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

法律では私的通信に対する恣意的な干渉を禁じておらず、それどころか諜報機関及び法執行機関はMOHAの許可があれば私的通信を監視することができる。実際のところ、警察は滅多に、私信を監視するための令状を裁判所から取得せず、また当局はこれらの手続に違反した当局者を処罰しなかった。複数の人権擁護団体の申し立てによると、警察の公安課、国家安全保障諜報局(National Security Intelligence)、及び軍情報総局(Directorate General of Forces Intelligence)は情報提供者を雇い、政府に批判的と認知された市民を監視し、報告するよう依頼していた。バングラデシュ電気通信規制委員会(Bangladesh Telecommunication Regulatory Commission)は、その監視部を介してオンラインコンテンツを追跡しており、2016年11月6日に、「攻撃的な内容」のアップロードを防ぐためにインターネットカフェにCCTVカメラの設置を義務付ける決定を発表した。また政府は日常的に、野党政治家の監視も行っていた。複数の人権擁護団体及び報道機関の報告によると、警察は時々、司法又はその他の適切な許可なく民家に立ち入ることもあった。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法では言論及び報道の自由を規定しているが、政府は時々、これらの権利を尊重しなかった。言論の自由は著しく制限されていた。一部のジャーナリストは嫌がらせを受けないよう、また報復を恐れるあまり、政府に対する批判を自己検閲した。

言論及び表現の自由：憲法では、憲法に対する批判を治安紊乱と同一視している。治安紊乱に対する刑罰は禁固3年から終身刑にまで及ぶ。数人の著名人が治安紊乱罪で告発された。これには、BNP党首のカレダ・ジア(Khaleda Zia)、テレビ司会者のマフムドゥル・ラーマン・マンナ(Mahmudur Rahman Manna)及び記者のカノク・サーウォー(Kanok Sarwar)などがいたが、政府は訴追手続きを進めなかった。法律ではヘイトスピーチを制限しているが、ヘイトスピーチに該当する要素を明確に定義するわけではないため、政府に幅広い解釈権を与えている。政府は国家安全保障に反すると見なされる言論、外国との友好関係に反す

ると見なされる言論、公共の秩序、良識または倫理観に反すると見なされる言論あるいは、法廷侮辱罪」、名誉毀損又は犯罪教唆に該当する言論を制限することができる。

報道及び報道機関の自由：活字媒体も独立したオンラインメディアも活動しており、様々な見解を表明したが、政府を批判した報道機関は政府からの負の圧力に見舞われた。例えば、独立系ジャーナリストの申し立てによると、諜報機関は、財務上重要な政府広報の差し控え及び、民間企業にもそれら報道機関の広告を差し控えるよう圧力を加えるなどの方法で、複数の報道機関に影響を及ぼした。

政府は、バングラデシュ公共テレビ(Bangladesh public television)(BTV)に対する編集権限を維持しており、民間テレビ局は、無料で政府情報を報道することを義務付けられた。市民社会は、政府から与えられるテレビ局の放送ライセンスは全て、与党を支持する局が対象であったことを理由に、政府は許認可プロセスに干渉していると述べた。

暴力と嫌がらせ：当局は、場合によっては諜報機関も含め、ジャーナリストに身体的な攻撃、嫌がらせ及び脅迫を行った。2016年2月に、複数の与党党員は、2007年から2008年にかけてハシナ首相に関わる汚職報道を公表したとして、デイリー・スター紙の編集委員、マフフズ・アナム(Mahfuz Anam)に対する治安案乱及び名誉棄損事案79件を、複数の裁判所で申し立てた。ハシナ首相は、この報道の公表について、アナムが勤める新聞社及びその姉妹紙プロトム・アロ(Prothom Alo)を処罰する意向を公式に発表した。

政府は、BTVに加盟する著名な編集委員数人を収監した。この中には、ハシナ首相の息子を傷付ける策謀への関与疑惑に関連した罪状での、2016年4月の81歳のジャーナリストシャフィク・ラーマン(Shafiq Rehman)の逮捕が含まれる。最高裁判所は2016年9月6日に、4ヵ月半に及ぶ拘禁の末、同氏に対し、3ヵ月間の条件付き保釈を認めた。政府は、ICTが扱う事案に関するICTの裁判長と民間コンサルタントのスカイプでの会話を公開したとして2013年に警察に逮捕された、Amar Deshの編集長マハムドゥール・ラーマン(Mahmudur Rahman)に対する罪状を引き続き追及した。高等裁判所は2016年9月8日にラーマンの保釈を認めたが、最高裁上訴部の判事は、同氏の保釈を10月30日まで延期し、拘禁期間も、およそ4年間延長した。ラーマンは2016年11月23日に保釈された。

検閲又は内容の制限：民間紙は通常、多様な見解を報道する幅広い自由を享受したが、政治的分極化及び恐怖の環境における自己検閲は依然として問題であった。報道機関は概して、二大政党のいずれか一方に好意的であった。報道機関の所有権は政治家によって影響され、政府及び大企業はいずれも、報道機関を規制する武器として広告を利用した。

政府は、脅迫及び嫌がらせを通じて、報道機関を間接的に検閲しようとした。しばしば、政府当局者は民営テレビ局に対し、反対派の活動や声明を放送しないよう要求した。あるトークショーの司会者は、軍諜報総局職員から直接検閲を受けたと報告した。それによると、職員は、経営陣が番組を最終的に中止するまで、この司会者と局を威嚇及び脅迫したということである。司会者が別の番組を務めた時には、放送中の行動について治安部隊から一言一句指示を受けた上、監視の他にテキスト、書簡及びボイスメッセージを介して殺害の脅迫を受けたということである。この司会者は最終的に、国外に強制追放された。評判の良い新聞であるプロトム・アロ(Prothom Alo)紙とデイリー・スター(Daily Star)紙は、政府や首相に対する批判を報じたとの理由で、首相主催行事の取材を拒否された。

政府及び企業はいずれも、報道機関が好ましくない放送を避けるよう圧力をかけるために、広告費を引き上げると脅迫した。

一部のジャーナリスト及び人権 NGO によると、ジャーナリストは自己検閲を行っているが、それは特に、治安部隊による報復を恐れてのことである。政府に対する国民の批判は日常的に発生し、忌憚のないものであったが、数名のメディアの大物が、政府による嫌がらせの懸念を表明した。

政府は外国の出版物や映画を厳格な審査及び検閲の対象にはしなかった。一部の国際報道機関は、ビザの取得の遅滞及び困難を報告した。あるテレビプロデューサーの報告によれば、政府は報道内容の審査及び承認許可が得られることを条件に、ビザを 1 回限り発給をする意向だということである。政府管理下の映画検閲審議会は、国内及び外国の映画を審査しており、国家安全保障、法と秩序、宗教的感情、猥褻、外交関係、名誉毀損又は盗作を理由に映画を検閲又は禁止する権限を与えられていたが、この権限は以前保護厳格ではなかった。国家検閲委員会(Bangladesh Censor Board)は 2016 年 1 月に、当初は 2015 年 9 月の封切りが設定されていた映画、「ラナ・プラザ(Rana Plaza)」の上映禁止を唱導した。この映画は、2013 年 4 月 24 日に発生した所有者が名付け親の工場崩落後の、縫製工場労働者の 17 日間に及ぶ瓦礫からの死の脱出劇を描いたものであった。貸しビデオ屋及び DVD 販売店は多様な映画を揃えており、レンタル品に対する政府の検閲活動は散発的で、効果がなかった。

政府は国家上層部に対する不愉快な論評を検閲することがあった。政府は 2016 年 4 月に、ある閣僚の「イメージを汚した」として、新聞編集委員のプロビール・シクダール(Probir Sikder)に対する名誉棄損罪の不服申し立てを再度提出した。

国家安全保障：政府は、国家安全保障を損なったとされる報道を理由に、報道機関を批判

することがあった。首相及びその他の政府関係者は、2016年7月1日のHoley Bakeryでのテロ攻撃の発生時に、政府の対テロ活動をテレビ中継したことについて、国内メディアを批判した。政府はこの事件後に、テロ攻撃及び災害時の救助作戦のテレビ中継報道に対する包括的な禁止令を発布した。

政府以外の影響：無神論者でどの宗派にも属さないLGBTIの作家及びブロガーの報告によれば、過激派組織から相次いで殺害の脅迫を受けたということである。あるブロガーの報告によれば、アンサル・アル・イスラム(AQISの加盟組織とされる)がネット上で公表した34人の「殺害予定者リスト」に名前が記載された2015年11月から、フェイスブックの投稿者を介した頻繁な脅迫及び、執拗な監視を受けるようになったということである。これには、覆面姿の4人に尾行された2016年4月の事件などがあった。4人はその後警察に追いつかれた。2016年4月7日に、ブロガーのナジムディン・サマドがダッカ市内で殺害された。この殺人の捜査は継続中であった。

著名紙のジャーナリストの報告によれば、2015年9月から、ダーイシュの加盟を主張する複数個人などから殺害の脅迫を受けているということである。このジャーナリストの報告によれば、脅迫文及び、「最後の審判の日を明日かもしれないと考えよ」や「預言者の姿を見られるのはだれでも墓場である」等の、死を説明するコーランの文言が書き込まれたテキストメッセージがほぼ毎日送信されたということである。同様の脅迫を経験した報道機関も数社あった。中には偏見による殺害という結果になったものもあった。

インターネットの自由

政府がインターネットアクセスを制限及び遮断した事件及び、オンラインコンテンツの検閲を行った事件が散発的に発生した。国際電気通信連合(International Telecommunication Union)によると、インターネット利用者は人口の約14.4パーセントであった。BTRCの報告によれば、2016年7月現在で、インターネット加入者数はおおよそ6,390万人であった。これには、モバイルインターネット加入者数おおよそ6,000万人が含まれる(国民1人が2件以上契約している可能性がある)。バーチャル・プライベート・ネットワーク(Virtual Private Network)(VPN)及びボイスオーバー・インターネット・プロトコル(Voice Over Internet Protocol)(VOIP)は違法であるが、個人に法律が執行されることはほとんどなかった。

インターネット通信への介入、アクセスのフィルタリング又は遮断、内容の制限及びウェブサイト又はその他の通信及びインターネットサービスの検閲を政府が行った事件が数件あった。多数のウェブサイトが曖昧な基準を根拠に又は、法的要件に違反した親野党的な内容に明らかに関連して中断又は閉鎖された。電気通信の規制はBTRCが担当する。BTRC

は法律の執行を遂行し、政府はインターネットサービスプロバイダに措置の実施を命令する方法で、コンテンツの遮断を要求する。BTRC は 2016 年 5 月に、暗号通信アプリケーションの Threema と Wickr の他、「イスラム教への悪意」で作成されたとみなすブログ及びフェイスブックを数個遮断した。BTRC の委員長は後日、BTRC は法執行機関又は MOHA の要請がある場合にのみウェブサイト又はサービスを遮断するのであって、ウェブサイト又はサービスの遮断に向けて独立した行動は講じないと述べた。BTRC は 2016 年 7 月に、過激主義の扇動又は反宗教的宣伝活動の実施を理由に、30 のウェブサイト及びフェイスブックページの閉鎖を命じるダッカ首都圏警察(Dhaka Metropolitan Police)の指令を遂行した。BTRC は 2016 年 8 月 2 日に、ダッカ市の一部でインターネット及び携帯電話サービスの一時的閉鎖を開始した。BTRC 幹部は、一連の一時的閉鎖に先駆けた今回の実施の目的は、テロ攻撃等の非常事態の発生時に、委員会が公衆の安全保護に向けて通信アクセスを制限する能力を試すためだと述べた。BTRC は 2016 年 8 月 4 日に、政府及び現職政府高官を批判する題材を公表していた又は、政治的反対集団に対するあからさまな支持を売り物にしているとみなされた、35 の新設ウェブサイトやサービスを遮断する指令を遂行した。このサイトの多くは、2016 年末時点で、遮断されたままであった。

フェイスブックが公開した 2016 年 1 月から 6 月までの「半年ごとの政府による情報開示請求報告書」によれば、政府は、8 件のユーザー又はアカウントについて、法的プロセスに従って、9 回請求していた。このうち 1 回は、この期間内に、1 件のユーザー又はアカウントに関するデータを求めた緊急要請であった。フェイスブックは、法的プロセスに準ずる 1 回の請求及び 1 回の緊急請求に対応して、何らかのデータを作成したと報告した。政府が 2016 年上半期に行った、9 件のユーザー又はアカウントに関するデータ開示要求は合計 10 件で、これは 2015 年下半期に行われた 31 件のユーザー又はアカウントに関するデータ開示要求 12 件から若干減少した。フェイスブックの報告によれば、神への冒瀆に関する国内法及び、バングラデシュ情報通信技術法の違反疑惑を理由に BTRC が 2016 年上半期に行った開示請求でも、2 つのコンテンツが制限されたということである。

グーグルが半年ごとに公表する、2015 年 7 月から 12 月までの透明性報告書によれば、バングラデシュ政府はこの期間内に、2 つのユーチューブ映像の削除を 2 度にわたって要求した。一方の要求は、名誉棄損疑惑に関連するもので、もう一方は著作権違反容疑に関連するものであった。ユーチューブを所有するグーグルは、どちらの要求にも応じなかった。ツイッターが半年ごとに公表する 2016 年 1 月から 6 月までの透明性報告書によれば、バングラデシュ政府からのデータ又はコンテンツ削除を求める要求は発生しなかった。ツイッターの 2015 年 7 月から 12 月までの報告書によれば、政府は、25 件のアカウントについてアカウント情報を求める要求を 10 件行った。いずれも、緊急開示要求に準ずるものであった。法執行職員は、その保護に必要な情報をツイッターが持っている可能性がある、ある個人

の命の危険又は重篤な身体的傷害の危険を伴う差し迫った緊急事態を根拠に、ツイッターに緊急開示要求を提出することができる。ツイッターは、この要求のうち6件に対応して、何らかの情報を提供した。

個人及び団体は概してインターネット経由で意見を表明したが、一部の活動家によると、情報通信技術法(Information and Communication Technology Act)(ICTA)の下での訴追の恐れが、インターネット上での言論を制限した。政府は ICTA 及び死刑の可能性のある治安紊乱罪で告訴するという脅迫を使用して、インターネット上での活動を制限し、ネット上の表現の自由を抑制した。 Bangladesh Telecommunication Regulatory Commission)はインターネット上での、国家統一及び宗教的信念にとって有害であると政府が見なすコンテンツをフィルターに掛けた。2013年の ICTA 改正により、サイバー犯罪に対する罰則が強化され、保釈対象とならない罪状が増え、そして法執行当局者は裁判所命令なしに違反者を逮捕する権限がさらに幅広くなった。この法律に反対の人々は、国家又は個人に対する挑発的又は軽蔑的な情報をインターネット上に投稿することを刑事罰の対象とする第57条は、言論の自由を抑止するものであると述べた。高裁部は、第57条の合憲性に異議を唱える申し立てを棄却したことがあった。内閣は、2016年8月に、賛否の分かれるデジタルセキュリティ法案を承認した。同法案には、デジタルデバイスを利用した Bangladesh の独立戦争及び創立者についての否定的な風評の流布に対する終身刑の規定が組み込まれている。同法は、2016年末時点で、法務省で検討されていた。

学問の自由と文化的行事

政府は学問の自由又は文化的行事にほとんど制限を課さなかったが、メディア団体の報告によると、当局は、宗教的又は地域社会での緊張の可能性を煽るおそれのある、慎重に扱うべき宗教及び政治的なテーマに関する研究を妨害した。1971年の独立戦争に関する学術的刊行物も、精査及び政府の承認の対象となった。大学教員の任命は依然として、政治の影響を受けており、2016年9月に、教育省は、警察又は諜報機関は教員の個人情報を審査して、教員が反政府活動又は犯罪活動に関与していないことを確認するべきだと提言した。

b 平和的集会及び結社の自由

憲法では集会の自由及び結社の自由を規定しているが、政府は、野党に対してはこれらの権利を尊重しなかった。政府は、国家安全保障上の利益という名目で、政治的理由による集会及び結社の自由をいずれも制限した。

集会の自由

政府は、非政治団体の集会及び政治集会を概ね許可したが、時々、政治的反対集団が集会及び抗議デモを行うことを妨げた。法律では政府が 4 名を超える集会を禁ずることを認めている。ダッカ首都圏警察(Dhaka Metropolitan Police)が出した命令では、抗議活動及びデモ等の集会に対し、事前許可を取るよう要求している。複数の人権擁護 NGO によると、当局がこの規定を使用する例が増え、特に選挙 1 周年の前後の時期には、機先を制して複数の集会を禁止した。時々、警察又は与党活動家はデモを解散させる目的で武力を行使した。

2016 年 4 月 4 日に、警察は、チッタゴン県の石炭火力発電所の建設計画に抗議する目的で集結した抗議デモ参加者が攻撃を仕掛けてきたとして、群衆に向かって発砲した。これによって、村民 4 人が死亡し、60 人が負傷した。この抗議運動後、地方自治体は、警察に対する攻撃及び警察官の妨害を理由に、抗議者 6,000 人に対する告訴状を提出した。県に与える経済的及び環境的影響に対する地元の懸念にもかかわらず、首相を含め、政府はこの発電所の建設を支持した。ダッカ市警察は 2016 年 7 月 28 日に、やはり、生態系的に慎重な対応を要する、スンダルバンス(Sunderbans)に隣接するランパル原子力発電所の建設計画に抗議しようと首相府に向かっていった示威行進を解散させた。

警察は催涙ガス及び警棒を使って、50 人以上を負傷させた。野党がイベントを開催するのを警察が妨害した事件が数件あった。例えば、警察は 2016 年 7 月 27 日に、ナラヤンガンジュ県の 4 つの郡で、BNP の副議長タリク・ラーマン(Tarique Rahman)の汚職罪の有罪判決に抗議するために開催された BNP の大会を中止させたということである。警察は 2016 年 10 月 2 日にも、当初はこのイベントを許可していたにもかかわらず、BNP 党首に対する政府の措置に抗議する目的の BNP の集会を禁止した。

結社の自由

法律では国民の結社権を、倫理観又は公共の秩序を守るための「合理的制限」を前提として規定しており、政府は概してこの権利を尊重した。政府の NGO 業務局(NGO Affairs Bureau)は時々、人権、労働者の権利、先住権又はロヒンギャ族(Rohingya)難民への人道支援など、同局が繊細な問題と見なす分野で活動する NGO への外国からの資金提供の承認を差し控えることがあった(第 2 節 d、第 5 節及び、第 7 節 a を参照のこと)。

議会は 2016 年 10 月 5 日に、NGO 又は政府関係者による外資の受領に追加制限を課し且つ、憲法又は憲法制度について「権威を損なうような」意見を述べる NGO に対する刑罰を定める、国外寄付(奉仕活動)規制法(Foreign Donations (Voluntary Activities) Regulation Act)を可決した(第 5 節を参照)。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書(*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律では国内移動、海外渡航、国外移住及び本国送還の自由を規定しており、政府は概してこれらの権利を尊重したが、慎重を期すべき 2 つの区域、即ち CHT とコックス・バザール(Cox's Bazar)は例外であった。政府は外国人による CHT へのアクセスを多少制限した。

海外移住者、難民及び無国籍者に対する人権侵害：UNHCR の報告によれば、難民に対する強姦、暴行及びドメスティック・バイオレンス等の虐待、食糧の剥奪及び恣意的な拘禁の事案並びに、書類交付の問題が複数発生した。UNHCR は 2016 年 1 月から 9 月にかけて、国内 2 ヶ所の公営難民キャンプ内で発生した、性的暴力及びジェンダーに基づく暴力合わせて 168 件を報告した。これには、ドメスティック・バイオレンス 129 件及び強姦 14 件などがあつた。IOM の 2016 年 6 月の報告書によれば、仮設集落で暮らすロヒンギャ人口の実地調査を行ったところ、対象者の 53.5 パーセントが暴力に遭遇していた。このうち 50.5 パーセントは、身体的暴力を受けたと話し、6.5 パーセントは性的暴力、3.8 パーセントは精神的虐待、2.8 パーセントは食糧の剥奪を受けたと話した。上記の報告は 2016 年末時点で、続いていた。

政府は国連難民高等弁務官(UNHCR)又は他の人道支援団体による、難民、庇護希望者、無国籍者及びその他の憂慮される人々への保護及び支援の提供に、全面的には協力することはなかった。例えば、政府は UNHCR が憂慮される人々とみならず個人、特にコックス・バザール地区内の 2 箇所内の公営難民キャンプ外の町や村で暮らすロヒンギャ族の不法滞在者全員に UNHCR がアクセスすることを許可しなかった。UNHCR は、2016 年の 10 月から 12 月までの期間を通じて、新たに流入したロヒンギャ移民への無制限の接触も許可されなかったが、国際移住機関(International Organization for Migration)(IMO)は、役務の提供を許された。

海外渡航：一部の野党幹部が、パスポート更新手続の大幅な遅延を報告したほか、出国時に空港で嫌がらせを受けたり、手続が遅れたりしたとの報告もあつた。当局は、ある BNP 幹部がバーレーンで開催される党の行事に参加するために出国することを禁止した。別の

幹部は搭乗を許可される前に空港で拘束された。また別の野党党首は、1年近く発給を待たされた末、政府からのパスポート取得に向けて、高裁部の介入を要請した。

1971年の独立戦争における戦争犯罪容疑者に対する海外渡航禁止令は続いていた。

国内の方針に従って、バングラデシュのパスポートは、イスラエルへの渡航には無効である。

国内避難民

1973年から1997年にかけて発生した低強度の武力紛争を通じて、政府は土地を持たないベンガル人を平野部からCHTに移転させる方針を掲げ、これに起因して、CHTでは社会的緊張と先住民族の周縁化が続いた。この方針の暗黙の目的は、CHTにおける人口バランスをベンガル人が多数派となるよう変えることであり、これによって、数万名もの先住民族が強制避難した。

CHTに移転させられた国内避難民(IDP)は、身の安全が限られていた。先住民族コミュニティの指導者は、先住民族の権利を入植者が侵害し、時には治安部隊が関与しての侵害が広まっていると主張した。

CHTにおけるIDPは、裁判所や法的扶助を十分に利用することができなかった。国内外から集まった専門家で構成されるCHT委員会は、CHTにおける権利の尊重の促進を追求し、その所見によると、先住民族を支援するための情報及び弁護士が不足していることが、IDPが司法制度を利用する際の阻害要因であった。同委員会の報告によると、入植者は偽の権原証書、脅迫、武力、詐欺及び政府の土地収用賠償請求書の改ざんを利用して、先住民族の土地を奪ったということである(第6節参照)。

政府は2016年8月に、チッタゴン丘陵地帯土地紛争解決委員会法(Chittagong Hill Tracts(CHI) Land Dispute Resolution Commission Act)を改正し、委員会に代わって意思決定を行う委員長の一方向的な権限を縮小すると共に、複数の規定を、政府とCHTの先住民族及び部族民を代表する政党、チッタゴン丘陵人民統一党(Parbatya Chattagram Jana Samhati Samiti)(PCJSS)間で締結されたCHT平和協定(CHT Peace Accord)と調和させた。しかし、一部のベンガル人団体によれば、この改正に抗議するCHTで発生したゼネストを見ると、この改正は、先住民族及び部族民の国民としての権利を認めていないということである。この団体は、委員会に代表を送ることを要求した。

CHTにおけるIDPの数は依然、論争的であった。2000年に政府のタスク・フォースはその数を500,000人と推定したが、これには先住民族はもとより、非先住民族も含まれた。CHT委員会は、先住民族のIDPを90,000人少々と推定した。首相は、IDPの帰還の推進及び、残っている軍キャンプの閉鎖を目的に、CHTにおける未解決の土地紛争を解決すると誓約したが、IDPに関するタスク・フォースは依然、入植者をIDPとして分類することを巡る論争を背景に、機能できない状態が続いていた。同委員会の報告によると、当局は国境警備隊駐屯地と陸軍の娯楽施設の創出を目的に、複数の先住民族家族を移転させた。2016年中に解決された土地紛争はなかった。

難民の保護

政府とUNHCRは2016年8月時点で、国内2カ所(クトゥパロン(Kutupalong)及びナヤパラ(Nayapara))の公営難民キャンプで暮らすミャンマー出身のロヒンギャ難民登録者32,967人に一時的な保護及び基本的支援を提供した。政府及びUNHCRの推定によると、さらに200,000人から500,000人の不法滞在ロヒンギャ族が、この2カ所の公営難民キャンプ外の様々な村や町で生活している。これらの不法滞在ロヒンギャ族の大部分は、コックス・バザール県のテクナフ(Teknaf)郡及びウクヒア(Ukhyia)郡で地元住民に混じって、非公式の居住地で生活していた。これらの居住地にはクトゥパロン公営難民キャンプに隣接するクトゥパロン仮設居住地で暮らす約35,000人、レダ(Leda)と呼ばれる居住地で暮らす約15,000人及び、シャムラプル(Shamlapur)居住地で暮らすおよそ10,000人が含まれた。2016年10月から、バングラデシュにさらに34,000人の入植者が大挙して入国し、ラカイン州の武力抗争からの避難を求めた。外務省(Ministry of Foreign Affairs)の主導により、政府は引き続き、ロヒンギャ族に対して6つの主要要素、即ち、国境管理、安全保障上の脅威への取組み、人道支援、ミャンマーとの交流強化、ロヒンギャ族問題に関する国内連携及び、不法滞在ロヒンギャ族の調査を組み込んだ、国家戦略を実施した。

政府は2016年5月から、人口数が多い上位6県における不法滞在ロヒンギャ人口の現地調査に資金を投じ、実施した。政府は、この現地調査を、意識向上キャンペーンの一環として、不法滞在ロヒンギャが利用できるサービスの向上に利用する意向であると述べた。意識向上キャンペーンには、この現地調査が自主的なものであり、難民の地位につながるものではなく、強制送還に利用されることはないという重要な政府側の真意も組み込まれた。一部のNGO及びドナー国は、この現地調査が不法滞在ロヒンギャの一部、特に、バングラデシュ人の親とロヒンギャの親を持つ子どもにどう影響するかについて懸念を示した。政府は、このプロセスを通じて数に入れられたロヒンギャに、当局に対する身分証明書として利用できる、「情報カード」を発行する意向を述べた。

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民の地位を付与する規定を設けておらず、また政府は難民に保護を提供するための正式な制度を確立しているわけでもない。政府は国内に既に居住しているミャンマー出身のロヒンギャ族難民にはある程度、保護を提供したが、違法経済移民として分類される不法滞在ロヒンギャ族への庇護は拒否し続けた。政府は UNHCR と協力して、2 箇所の公営キャンプに既に居住している登録済み難民に一時的保護と基本的支援を提供した。重大な保護問題がまだ残っていたが、不法滞在ロヒンギャ族への人道支援提供は、国家戦略の実施に伴って改善した。

強制送還：ミャンマーでのロヒンギャ族に対する暴力や人権侵害が続いたため、ロヒンギャ族は自宅へ安全且つ自主的に戻ることができなかった。2016 年 1 月から 9 月にかけて、UNHCR によると、バングラデシュ当局は推定で 3,487 人のロヒンギャ族をミャンマーへ強制送還した。比較したところ、2015 年の同時期は 4,719 人であった。UNHCR は両国での現場駐在を維持したが、UNHCR によると、これらの人々の多くが難民地位と保護を与えられる資格を有すると想定された。こうした排除をよそに、国境は抜け穴だらけの状況が続き、また UNHCR は貿易、密輸及び違法移住のための越境移動が毎日かなり行われていると指摘した。ハシナ首相を含むバングラデシュ政府は、ロヒンギャの恒久的解決について、ミャンマー最高指導者であるアウン・サン・スー・チーを引き入れたが、この外交努力は協力関係の強化という結果につながっていない。

移動の自由：難民の移動の自由に対する制限はなかったが、難民は、法律により、国内 2 ヶ所の難民キャンプ外に移動することはできない。警察は、不法入国及び出国等の、有効な書類を携行しない移動を、拘禁を組み込んで罰することができる。

雇用：政府は国内に居住するロヒンギャ族難民が現地で働くことを許可しなかった。こうした制約をよそに、一部の難民は非公式経済において肉体労働者又は人力車の引き手として不法就労していた。不法滞在ロヒンギャ族も不法就労しており、ほとんどが日雇い労働であった。

基本的サービスへのアクセス：UNHCR と協力しつつ、政府は、衛生、栄養及び避難所の状況が国際的な最低水準を下回ったという近年の調査結果に従って、公営難民キャンプにおけるいくつかの側面の改善を継続した。一部の基本的ニーズが依然満たされず、またキャンプは相変わらず過密状態で、人口密度は国内都市部のスラム街と同等であった。2014 年に UNHCR と世界食糧計画が公表した調査報告書によると、難民キャンプにおける栄養不良(発育不良)及び低体重児童の発生率は依然、国内の他地域より高く、また世界保健機関が定めた緊急事態閾値水準を超えていた。

公共教育は 2010 年時点で 8 学年まで国内全域で義務付けられていた一方、難民キャンプでは 7 学年までしか提供されなかったが、それ以前の数年間は 5 学年までであった。政府は、国際 NGO がロヒンギャに難民キャンプ外で、10,000 人の就学者集団を初めとして、非公式な教育を施すことを許可することに同意した。政府当局はキャンプ外の難民が学校に通うことを許可しなかったが、一部は実際に通っていた。

政府当局は、登録済みか未登録かを問わず、ロヒンギャ族が公共医療を正式に、普通に利用することを許可しなかった。代わりに、UNHCR と複数の NGO が公営キャンプで基本的医療サービスを登録済み難民に提供し、また国際移民機関が仮設居住地で未登録難民へ医療サービスを提供した。NGO は、登録済みロヒンギャ難民、不法滞在ロヒンギャ及び地元住民に人道支援を提供したが、キャンプ外での NGO の活動に対する政府の制限により、未登録住民は基本的医療及び他のサービスの利用を制限された。

4 つの国際 NGO は、不法滞在ロヒンギャ及びその周囲の貧困な受入れコミュニティに、基本的サービスを提供した。この団体も他の NGO と同様に、NGO 業務局と協力する際に、困難に直面した。一部の NGO の報告によれば、ロヒンギャへの取組みに必要な許可の取得に、3 ヶ月又は 4 ヶ月の遅れが生じることがあった。この許可には、地方及び国レベルの政府関係者との連携が不可欠であった。

登録済み難民は正式な法制度を利用することができなかったが、紛争を仲裁することのできる地元キャンプ当局者へ合法的な不服申立てを行うことはできた。未登録住民は法的保護を全く受けず、また時々、政府から違法経済移民と見なされたために逮捕されることもあった。CHT の先住民族集団の住民はもとより政府間には、バングラデシュ南東部で発生した、ロヒンギャ連帯機構(Rohingya Solidarity Organization)(RSO)等による一連の犯罪行為及びテロ活動は、ロヒンギャの責任であるという認識があり、ロヒンギャは、これに起因して治安部隊から嫌がらせを受けることがあった。例えば、2016 年 5 月 13 日にナヤパラの公営難民キャンプ付近で発生した治安部隊に対する攻撃後、当局は、NGO のボランティア員 1 人を含むロヒンギャ難民 5 人を拘禁及び尋問する形で対応した。

無国籍者

ロヒンギャ族はバングラデシュにおいて、法律上は無国籍である。政府及び UNHCR の推定によると、国内に居住する不法滞在ロヒンギャ族は、200,000 人から 500,000 人であった。彼らは国内での出生、地元市民との結婚又は他の如何なる手段でも市民権を得ることはできない。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

国民は憲法の規定により、秘密投票によって行われ、普遍的かつ平等な参政権に基づく自由かつ公正な定期的選挙において、自分達の政府を選ぶことができるが、最近行われた選挙は、政府の不正及び暴力によって台無しにされた。表現の自由及び集会の自由を政府が制限したことにより、野党党員は民主主義的プロセスに十分参加することが事実上できなかった。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：最大野党である BNP が 2014 年 1 月の議会選挙をボイコットした結果、全議席の過半数が無競争となったほか、名目上は争われただけの議席も多数あった。これによって、国民が有意義な選挙で選択する機会が縮小された。シェイク・ハシナ首相と与党 AL は選出議席 300 のうち 235 議席を占め、権力を保持した。BNP は選挙をボイコットした後、議会での議席が全く無くなってしまった。公式野党であるジャティヤ党(Jatiya Party)も、選出議席を 36 議席獲得し、連立政権に加わった。政府を支持した政党が、残り議席の大部分を占めた。シェイク・ハシナ内閣には、連立政権に加わった他の党の代表者も入閣した。各国監視団の多くは、この選挙を欠陥があったとみなした。

2016 年 5 月から 6 月にかけて 6 回にわたって実施された行政村議会選挙では、選挙戦で発生した暴力事件に起因して、126 人以上が死亡し、およそ 9,000 人が負傷した。野党及び独立した監視団は、選挙管理委員会の信憑性に繰り返し異議を申し立てた。2016 年 10 月に、AL の書記長は、独立した選挙管理委員会の創設に関する、BNP との対話の可能性を拒否した。選挙管理委員会は 2016 年 11 月 29 日に、2016 年の地方選挙に関連する苦情を何一つ調査しなかったことについて、高等裁判所に正式に謝罪し、独立性の明らかな欠如を実証した。

政党及び政治的な参加：政府は、法執行機関を動員して、BNP 党首のカレダ・ジア及び副党首のタリク・ラーマン等の、野党幹部複数に対し、民事及び刑事告訴を行った。イスラム協会幹部は、警察から嫌がらせを受け、最近のテロリズムの増長について AL から非難されたため、公の場で活動できなかった。政府及び AL に批判的な報道機関は、政府による威嚇、告訴及び強制閉鎖の対象にされた。伝えられるところによれば、AL に加盟する(学生下部組織等の)組織は、国内各地で武力抗争及び威嚇行為を行った。これには、野党党員に対するものなどがあつた。

一部の事例において、政府は野党が公的機能を組織化する権利を妨害し、また野党の政治

の行事に関する放送を制限した。2012 年に下されたイスラム協会の登録を抹消する旨の最高裁判所判決に対する同党の上訴は、戦争犯罪で有罪判決を受けたいかなる組織も非合法化する新法案が提示される中、依然として係争中であった。

政党及び政治的な参加：マイノリティーに議会の議席を用意するという規定はない。全 350 議席のうち、女性は 50 議席の留保枠を与えられている。50 人の留保議席は、有権者による直接投票ではなく、政党によって任命される。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者による汚職に対する刑事罰を規定しているが、政府は法律を効果的に実施しなかった。当局者は頻繁に汚職に手を染めたが、刑事責任を免れた。人権擁護団体、メディア、反汚職委員会(Anticorruption Commission)(ACC)及び他の機関が、政府の汚職を報告した。

司法府では汚職は依然として重大な問題であり、審理の長期的遅延の要因であった。この長期的遅延によって、証拠の改ざん及び被害者の脅迫が助長された。複数の人権擁護団体及び汚職監視団のいくつかの報告によれば、国民は司法の政治化が感じられることに引き続き不満を抱いていた。政府は司法府に政治的圧力をかけており(第 1 節 e を参照)、野党幹部が関与する事案はたいてい、規則に違反する形で進行した。

汚職：一部の市民社会によれば、汚職に対する政府の真摯な取組みは見られず、政府は ACC を利用して、政治的動機に基づく訴訟を起こした。2013 年の ACC 法改正によって、ACC は政府の許可がない限り、公務員を告訴する権限を付与されなくなった。2010 年の世界銀行の報告書によると、延期された事案の 32 パーセントで、被告は有罪判決を言い渡された。これは、前年に比べて 10 パーセントの増加である。裁判所は、下級公務員及び一部の政府高官に対する事案の追及を一部開始したが、依然として、未決事案が大量に残っていた。ACC は 2016 年 11 月までに、2015 年末時点で係属中であった 3,097 件に加え、贈収賄事案を新たに 266 件提出した。

ACC は、3,000 万タカ(383,000 ドル)相当の不正な財産を蓄積したとして、ムシャラフ・ホサイン(Mosharraf Hossain)住宅・公共事業相に提起された 2007 年の事案を引き続き追及した。高等裁判所は 2016 年 7 月に、ACC がこの事案の調査を継続することを認め、ムシャラフに下級裁判所への出廷を命令した。2016 年 10 月に、ムシャラフは報道機関に対し、首都圏開発庁(Capital Development Authority)の上級職員 2 人の公金横領調査を続ければ ACC はいずれ問題に直面するだろうと話した。ACC は、コックス・バザール県出身のアブドゥル・ラー

マン・ボディ(Abdur Rahman Bodi)議員に対する不正蓄財事案も係属した。同氏は保釈されている。ボディが関与した事案は、人身売買及び麻薬密輸を含め 23 件以上あった。ボディは、2016 年 7 月にバングラデシュ国境警備隊によって妨害された、テロリストとされる人物複数人とサウジアラビア人 1 人の会談に出席していた。ダッカ裁判所は 2016 年 11 月 2 日に、財産隠しでボディに有罪判決を言い渡し、禁固 2 年及び罰金 100 万タカを宣告した上で、刑務所に送り込んだが、ボディは高等裁判所に上訴を提出した。高等裁判所はボディを保釈した。

ACC は、政府に政治の道具として利用されることがあった。高等裁判所は、無罪判決を下した下級裁判所の評決に対する ACC の上訴を受けて、2016 年 7 月に、タリク・ラーマン BNP 党副総裁に対し、マネーロンダリング罪で有罪判決を言い渡した。ラーマンは禁固 7 年及び罰金 2 億タカ(250 万ドル)を言い渡され、高等裁判所は 2016 年 11 月に、2007 年から 2008 年にかけて同氏に提出された 2 件の脱税事案及び 3 件の横領事案の審理を開始するよう当局に要請した。

政府は警察汚職の蔓延に対処すべく、様々な措置を講じた。IGP は、汚職への対処と警察部隊の対応能力向上に向け、警察の訓練を続けた。アジア財団の直近の年次報告書によれば、警察に対する国民の信頼は他のどの機関よりも低く、回答者の 45 パーセントは、誠実性が低い又は極めて低いと考えていた。

トランスペアレンシー・インターナショナル・バングラデシュ(Transparency International Bangladesh)(TIB)の 2016 年 6 月の報告書によれば、2015 年を通じて、調査した世帯の 58 パーセントが公共部門に賄賂を払っており、総額は 88 兆タカ(11 億ドル)にも上った。この NGO の主張によれば、収賄規模で上位に入るのは、パスポート業務、法執行、教育、道路輸送権限及び土地管理に関連したものだ。

資産公開：議会候補者は法律により、個人資産の明細を選挙管理委員会に提出しなければならない。ACC は不正に取得された財産に関する不服申立てを調査する責任を負うが、一部の政治家における、既知の収入源では説明のつかない蓄財に関する調査を、対象政治家が自分の資産に関する宣誓書に誤りがあったと供述した後、取り下げた。

情報の一般公開：法律では政府情報の一般公開を規定しているが、効果を上げていなかった。情報委員会(Information Commission)は法律の実施を担当している。この法律は、いくつかの例外(例：国家安全保障)を挙げ、また名目上の処理手数料を定めている。同委員会は、情報請求に従わない個人に宣誓の上で口頭又は書面で証拠を提示するよう強制する、召喚状の発行権限を有する。観測筋の指摘によると、同委員会は 2016 年を通じて、法律に対す

る市民の理解が限られること及び、情報請求の提出及び追求の能力が限られることから、訴訟をほとんど提起しなかった。同委員会は、法律の効果的使用を奨励すべく、広報活動や公務員の訓練を実施した。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び国際的な多岐にわたる人権擁護団体は概して独立的に活動し、人権事件に関する調査を行い、その調査結果を公表した。人権擁護団体は政府を鋭く批判することが多かったが、多少の自己検閲も実践した。複数の監視団によれば、「恐怖の文化」は市民社会の力を縮小させ、過激派集団からの脅迫によって悪化しており且つ、与党の地位を確立しつつあるということである。市民社会の構成員の報告によれば、与党に従属していても、政府の政策に対する公の場での批判について、治安部隊から逮捕の脅迫を受けたということである。

政府は、オディカール(Odhikar)という人権団体に対し、オディカールが 2013 年にある報告書を公表して以来、資金拠出及び活動を制限し続けたが、多数の独立系観測筋が同報告書について、ヒファジャット・イスラム(Hefazat-e-Islam)の集会における政府の武力行使を著しく誇張していると考えた。同報告書には、この結果発生した死亡者数が記載されていたが、公式発表や他の推定と大幅に異なっていた。ACC は 2016 年 6 月にオディカールに対する事案を取り下げたが、オディカールの代表は、その後も政府関係者及び治安部隊から、予定していたイベントの妨害等の嫌がらせを受けたと報告した。オディカールは、財務状況に関する捜査を嫌がらせと捉えて報告し、また、欧州連合からの助成金等の外国からの資金を NGO 業務局に阻止されたと報告した。家族及びオディカールのスタッフは、さらなる嫌がらせを報告し、また電話、電子メール及び移動を絶えず治安当局者から監視されていたと主張した。

政府は、宗教団体も含め、全ての NGO に対し、社会福祉省(Ministry of Social Welfare)への登録を義務付けた。宗教問題、人権、先住民族、先住民族、LGBTI コミュニティ、ロヒンギャ難民又は労働者の権利など、慎重な対応を必要とする題材に取り組む国内外の NGO は、政府からの公式及び非公式両面での制限に直面した。ヌルザマン・アフメド(Nuruzzaman Ahmed)社会福祉担当相は 2016 年 7 月に、議会に向けて、「反国家活動」に関与した NGO に対する調査及び登録抹消を行う意向を述べた。ロヒンギャ難民を支援し、労働者の組織化に取り組む複数の国際 NGO の報告によれば、政府の管理要件は厳格で遵守が困難であった。これらの団体の一部は、諜報機関から監視されたと主張した。政府は時々、国際 NGO の運営能力を、プロジェクト登録の遅延、停止を求める警告状又は査証拒否を通じて制限し

た。一部の市民社会構成員は、国家歳入庁(National Board of Revenue)から度重なる監査を受けたと報告した。政府は NGO からの批判に対し、メディアを介して、時には威圧的又は脅迫的な発言で、また裁判所を通じて反論した(第 1 節 e 参照)。複数の NGO によれば、2016 年 10 月に、NGO 業務局がその公開ウェブサイト上に、国内の NGO に雇用された外国人に関する、名前、パスポート番号、国内の住所、電子メールアドレス及び国内の電話番号等の詳細な情報を掲載されているのを見つけたということであり、これによって治安上の重大な危険が生まれた。

議会は 2 年越しの起草プロセスの末、2016 年 10 月 5 日に、国外寄付(奉仕活動)規制法を可決した。同法は、NGO の外国からの資金調達の規制を厳しくし且つ、バングラデシュ憲法、創立の歴史又は憲法機関について「名誉を傷付けるような」発言を行う NGO に対する刑罰を制定している。NGO 幹部は、この法案は表現の自由に対する憲法上の権利を侵害するものであると発言し、著名な議員スランジト・セングプタ(Suranjit Sengupta)はこれを受けて、NGO は表現の自由を得る資格はないと応酬した。NGO は、この法律は不明確且つ横暴であり、解釈に左右されるもので、憲法違反だとも述べた。

同法には、外国人から資金調達及び、NGO の下位被譲与者の同じ行為に向けて、事前許可を取得することを NGO に義務付ける規定も組み込まれている。これは、一部の組織の運営能力に悪影響を及ぼすものになる。この法案では、NGO 業務局による各プロジェクトの承認及び監視も義務付けており、同局の局長に、外国からの寄付金額の最大 3 倍までの罰金又は NGO の閉鎖等の制裁を課す権限を与えている。一部の NGO の報告によれば、NGO 業務局は、NGO をサービスの提供に追い込み、権利に基づく意識向上又は NGO の能力開発から締め出した。

国連又は他の国際機関：NHRC には 7 名のメンバーがおり、5 名の名誉職が含まれる。観測筋の指摘によると、NHRC の小規模な政府支援職員は不十分で、資金も足りない。NHRC の主な活動は人権に関する一般市民の教育及び、重要な人権問題について政府に表面的に助言を行うことであった。国内人権機関国際調整委員会(International Coordinating Committee of National Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights)は、NHRC は同様の機関に関する国際基準を十分に遵守していないと認めた。具体的に、調整委員会は NHRC 委員の選出における透明性の欠如と、支援職員に対する NHRC の雇用権限の欠如に焦点を当てた。政府は 2016 年 8 月に、カズィ・レザウル・ハク(Kazi Rezaul Haque)を NHRC の新委員長に任命した。この選任プロセスは透明性に欠け、市民社会の参加を制限するものであった。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

法律では具体的に、女性に対する特定の形態の差別を禁じ、女性及び子どもに対する暴力で告発された人物の特別な訴追手続を定め、この犯罪に対して苛酷な刑罰を要求し、被害者に対する補償を規定し、そして捜査担当官による怠惰又は意図的な職務不履行に対する措置を要求している。しかし、執行は弱かった。結婚、離婚、子どもの養育権及び相続に関する法律は個人の宗教に応じて異なり、また多くの場合、女性及び女兒に対して差別的であった。

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では強姦及び配偶者への身体的虐待を禁じているが、配偶者による強姦は非合法化されていない。強姦は、終身刑又は死刑に処される可能性がある。ジェンダーに基づく暴力は依然として深刻な課題であった。2016年10月に公表された、バングラデシュ統計局(Bangladesh Bureau of Statistics)(BBS)の「女性に対する暴力に関する調査報告書 2015年版(Report on Violence Against Women Survey 2015)」によると、これまでの人生で少なくとも1回以上、夫又は男性同居者から虐待を受けたことがある女性の比率は80.2パーセントであり、女性の87.1パーセントが虐待を報告した2011年の調査結果より低くなったことがわかった。政府は、虐待を届け出るための極秘扱いのヘルプラインを運営したが、この実地調査によれば、これに対する女性及び女兒の認知度は、全国でわずか2.4パーセントであり、法的措置を講じたのは2.6パーセントだけであった。人権擁護団体の法律・慣習法センター(Ain O Shalish Kendro)(ASK)の記録によれば、2016年1月から6月までに、夫によって殺害された女性は101人にも上った。2016年1月から8月までに記録された強姦事案442件のうち、107人の被害者は7歳から12歳であった。被害者のうち23人は強姦後に殺害され、6人の強姦被害者が自殺していた。GBVの被害者治療センターの収容者数によれば、女性に対する強姦及びその他の暴力の収容者は、2016年第3四半期に10パーセント増加した。

複数の人権監視団体によれば、被害者の多くは、司法業務の利用機会がないこと、社会的不名誉又はその後の嫌がらせに対する恐怖及び証拠の提示を求める法的要件を理由に、強姦を届け出なかった。この結果、強姦加害者の訴追は説得力及び一貫性に欠けた。報道によると、2001年から2015年の間に、国内10カ所の公立病院に設置された公営のワン・ストップ・クライシス・センター(One-Stop Crisis Center)で強姦及びその他の暴力のために治療を受けた女性及び子どもは22,386人であった。このうち告訴に持ち込まれたのは5,003件で、820件が終審し、刑罰を受けた加害者はわずか101人であった。

女性に対する暴力に関する国連の多機関研究が2013年に公表され、この研究ではバングラ

デシユの都市部1箇所と農村地域1箇所に在住の18歳から49歳の男性およそ2,400人を調査した。この研究によると、都市部の男性回答者の55%、農村部の回答者の57%が、女性に対して身体的及び／又は性的な暴力を自ら働いたことがあると回答した。同研究は、強姦犯の訴追率が低いことが、不処罰の風潮を支え、強姦を働いたことを認めた回答者によるさらなる犯罪行為を助長していると結論付けた。合計で、農村部の回答者の88%及び都市部の回答者の95%が、強姦罪による法的結末に直面することはなかったと回答した。

2016年10月に、23歳のシレット県立女子大学(Sylhet Government Women's College)の学生、カディザ・ベグム・ナグリス(Khadiza Begum Nargis)が、シャザイ科学技術大学(Shahjalal University of Science and Technology)の4年生、バドルル・アラム(Badrul Alam)とSUSTのバングラデシユ学生連盟の上級秘書補佐に、マチューテで頭部を何度も切りつけられた。この襲撃は、女性が試験を受けに行ったMurari Chand Collegeの構内で行われた。この襲撃は、ある傍観者によって、携帯電話で一部ビデオ録画された。このクリップがソーシャルメディア上で急速に広まったことで、怒りが巻き起こった。複数の報道によると、襲撃時にはだれも介入せず、バドルルが襲撃後逃げようとした時に、数人の傍観者が追いかけたということである。バドルルは、交際の申し出を何度も断られた末に、殺すつもりでカディザを切りつけたことを自白した。Murari Chand Collegeの学生は、人間の鎖を作って、この殺害に抗議した。フェイスブック及び他のソーシャルメディアのプラットフォームに、この襲撃の残忍性への怒りをぶつけ、カディザに有利な判決を要求する学生もいた。SUST事務局はバドルルを退学処分にし、この事件を詳しく調査するために3人制委員会を結成した。2016年12月時点で、バドルルは警察に勾留されており、裁判は係属中であった。ナグリスは昏睡状態から覚めて一命を取り留め、2016年末時点で、引き続き治療を受けていた。

政府は、ドメスティック・バイオレンス被害者向けに、管区、県及び郡レベルで、秘密ホットライン及び国内68カ所の病院併設型危機管理センターを運営しており、ドメスティック・バイオレンスの被害者はここで保健医療、警察の支援、法的助言及び精神カウンセリングを受ける。ドメスティック・バイオレンス被害者を支援する団体がいくつか存在した。2016年9月の女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約に基づく市民イニシアティブ--バングラデシユ(Citizens' Initiatives on the Convention for the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women--Bangladesh)(CIC-BD)のオルタナティブレポート(補足報告書)によれば、法的扶助サービス及び避難施設は、必要度に比べて数も定員も不十分であり、プロジェクト資金調達への依存を踏まえると、持続が危ぶまれるということである。

バングラデシユ法的支援基金(Bangladesh Legal Aid and Services Trust)及び他の複数の人権擁護団体の支持を受けて、最高裁判所の高裁部は2016年8月に、法医学の専門家に対し、通称「二本指」強姦検査についての見解を提示するよう命令した。この検査では、医師は、

処女膜の有無を調べる方法で「膣の弛緩」を決定するために、膣内に指を 2 本挿入する方法で女性が性行為を行ったか否かを見究める。複数の人権擁護団体及び広義の医学界の強い主張によれば、この検査は非科学的であり、法医学的価値はなく、しかも被害者に再びトラウマを与えるものになるということである。人権擁護団体は、この命令を、この慣行の中止に向けた進展の徴候とみなした。女性及び女兒に対する暴力防止に向けた国家行動計画(2013 年から 2025 年)が最近策定されたにもかかわらず、CIC-BD 等の人権監視団体は、この計画が防止及び資源の割当てにあまり主眼を置いていないことに懸念を示した。政府は複数の NGO と協議の上、この計画の実施に向けて委員会を設立した。

その他の有害な伝統的慣行：一部の NGO が、持参金を巡る紛争に関連する、女性に対する暴力を報告した。バングラデシュ女性法律家協会、Bangladesh Mahila Parishad)は直近の報告書の中で、2015 年の 1 月から 9 月までに持参金問題で拷問を受けた女性は 302 人で、死亡した女性は 161 人であったと記録した。報道によれば、2016 年 7 月に、受け取った持参金が要求した 100,000 タカ(1,270 ドル)ではなく 80,000 タカ(1,016 ドル)だったことを理由に、夫が妻を殴打した。警察は後日この男性を逮捕したが、2016 年末時点で、逮捕の結果に関する詳しい情報は提供されなかった。

最高裁判所上訴部の裁定により、死刑宣告(宗教上の命令)の使用は宗教的事案の解決を目的とする場合に限り認められる。イスラム教徒の伝統は、イスラム法の専門知識を持つ宗教学者に限り、死刑を宣告することができることと決定付けている。こうした制限をよそに、村の宗教指導者が時々、死刑宣告を行うことがあった。この宣告は結果的に超法規的刑罰に至り、それは多くの場合、道徳上の罪を認知された女性に対するものであった。地方自治体・農村開発・協同組合省は 2016 年 8 月に、BLAST の支持を受けて、担当地域内での超法規的処罰の防止を各県議会に義務付けるよう、県知事に命令した。

女性に対する自警主義の事件が発生し、時には死刑宣告を執行する宗教指導者が先導する例もあった。これらの事件には鞭打ち、殴打及び他の形態での身体的暴力が含まれた。報道によれば、2016 年 8 月に、ロンプール県議員のアクタル・ホサイン(Aktar Hossain)は、男性が女性の夫の留守中に女性の自宅に押し入った時に発生した「不倫」について、地元の女性 1 人と男性 1 人を処罰するよう命令した。この議員は、女性から証言を聞くことなく、この女性は、村民 400 人の前で、夫から鞭打ち 101 回を受けるべきだと決定したのに対し、男性は鞭打ち 20 回に処した。

酸攻撃は、過去に比べると少なくなったが、依然として深刻な問題であった。襲撃者は被害者(通常は女性)の顔に酸を投げつけ、被害者の外見を損ね、また失明させることも多かった。酸攻撃は大抵、結婚の申し込みを女性が断った状況、あるいは土地紛争に関連する例

が多かった。ある著名な国内 NGO の報告によれば、2016 年 1 月から 9 月までに発生した酸攻撃は 36 件で、被害者 42 人が負傷した。シレット県(Sylhet)の裁判所は 2016 年 1 月に、複数のプロポーズを断われた末に、2012 年 10 代の少女に酸を投げつけたとして、ムハンマド・ライケ・アフメド(Muhammed Laike Ahmed)に禁固 14 年を言い渡した。

法律では酸の入手可能性を統制し、女性に向けられる酸関連の暴力の低減を求めているが、法律に対する意識の欠如や不十分な執行状況により、その効果が限られてしまっている。商務省(Commerce Ministry)は酸の販売先を、関連業界団体に登録済みの購入者に制限したが、政府は制限を普遍的に執行しなかった。酸攻撃事件の訴追の迅速化を促すため、法律では特別法廷を規定し、また概して、保釈を認めていない。酸投擲被害者財団(Acid Survivors Foundation)によると、特別法廷は効果を上げておらず、有罪判決が下される割合は依然として低い。

セクシャル・ハラスメント：教育機関及び職場を含め、公の場や私的な場でのセクシャル・ハラスメントは、2009 年の高等裁判所のガイドラインにより禁じられている。バングラデシュ女性弁護士協会(Bangladesh National Woman Lawyers' Association)は 2016 年 6 月に、セクシャル・ハラスメントは依然として問題であり、このガイドラインの監視及び執行は不十分で、これは、女子の通学又は通勤の妨げにもなった。CIC-BD のオルタナティブレポートによれば、裁判所の命令で義務付けられた、教育機関及び職場における苦情申立て委員会の創設及び苦情投書箱の設置はほとんど実施されなかったということである。ASK は 2016 年 1 月から 6 月までに、女性に対するセクシャル・ハラスメント事案を 148 件記録した。このうち 3 人の被害者は自殺していた。複数の NGO の報告及び報道によれば、ネット上でのセクシャル・ハラスメントも徐々に問題化している。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は子どもの数、年齢差及び出産時期を決める権利を有し、性と生殖に関する健康を管理し、それを実行するための情報と手段にアクセスすることができ、差別、強制又は暴力を免れる権利を有するが、複数の市民社会団体の報告によると、児童婚姻の被害者は様々なサービスを利用する手段を欠くことが多かった。2014 年のバングラデシュ人口統計・保健調査(Bangladesh Demographic and Health Survey)(BDHS)によると、15 歳から 49 歳の女性の出産率は、女性 1 人当たり子ども 2.3 人で、婚姻女性の 62.4 パーセントが、何らかの避妊法を使っていた(最新の方法を使っていたのは 51.4 パーセントであった)。女性の 12.1 パーセントが家族計画ニーズを満たしていなかった。辺鄙で人員不足の地域における、熟練した保健従事者及び設備の不足等の公衆衛生制度の脆弱性は、情報及びサービスの利用機会における地域的不平等という結果をもたらした。長時間作用型可逆性避妊及び恒久的避妊法等のあらゆる種類の避妊法は、政府、NGO 及び有料診療所で提供されていた。2014 年の BDHS によれば、薬局及びソーシャルマーケティング型売店

は、多岐にわたる家族計画の選択肢を用意し、国内で流通する家族計画用品の 41 パーセントを販売した。低所得世帯の大部分は無料で提供される公的な家族計画サービスに頼る状況であった。調査の指摘によれば、所得及び教育水準の低さ、一部の宗教的信仰及び伝統的な家族の役割が時々、アクセスに対する障壁の要因になっていた。

2015 年の世界銀行の推計によれば、今後 25 年間で、妊産婦死亡率は、生児出生 100,000 件当たり 569 人から 176 人まで減少するということである。

差別：憲法では、全ての市民が法の前に平等であり、法の保護を平等に受ける資格を有すると宣言している。また憲法では、「国家及び公人としての生活のあらゆる領域における」女性の平等な権利も明示的に認識している。とは言え、女性は家庭、財産及び相続法において、男性と同じ法的地位及び権利を享受していない。伝統的なイスラム教の相続法の下では、娘は息子の相続分の半分しか相続していない。ヒンドゥー教の相続法の下、死亡した夫の財産に対する寡婦の権利は彼女の生涯に限られ、彼女の死後は男性相続人へ戻る。

女性は、職場でのセクシャル・ハラスメントに加え、工場勤務での昇進、信用貸しの利用機会及びその他の経済的機会の獲得においても困難な問題に遭遇した。政府の「全国女性発展政策(National Women's Development Policy)」には、雇用及び事業において女性のための機会を提供するという誓約が盛り込まれた。

子ども

出生登録：法律では、国内での出生による自動的な市民権の付与を認めていない。個人は、父親又は祖父が、現在バングラデシュに属する地域で出生していることを条件に、市民となる。家系を通じて市民権を得る資格を有する人の場合、父親又は祖父が、1971 年又はそれ以後に係る地域の永住者であることが必須条件である。国の身分証明書又はパスポートを取得するには、出生登録が必要である。

教育：初等教育は 5 学年まで無償かつ義務教育であり、政府は 10 学年まで少女を通学させる親に助成金を支給した。授業料及び制服は依然、多数の家庭にとって法外なほど高価であった一方、政府は教育へのアクセスを高めるべく、数億冊もの教科書を無料で配布した。初等教育では、入学者数においては男女差が見られたものの、学業成績は男子も女子も低かった。中等教育では修了率が低下し、2 年生は男子よりも女子の方が多かった。2010 年の教育政策では義務初等教育を 8 学年まで延長したが、この政策を反映する法改正がまだ行われていないため、施行できない状況が続いていた。子どもを学校に通わせる家庭への政府の奨励策は、近年、小学校入学者の増加に有意義に貢献したが、地元レベルでの隠れ

た学費が、最も貧しい家庭、特に女子を抱える家庭にとって、アクセスに対する障壁を生み出した。多数の家庭が子ども達を学校に通わせず、稼ぎ手にならせる、あるいは家事を手伝わせ、また、初等教育の影響範囲も、到達困難な区域や災害に見舞われやすい区域では不十分であった。早期結婚及び強制結婚は、中等教育で女子が減る要因の1つであった。

児童虐待：児童の権利に関する強固な法制が定められているにも関わらず、これらの法律を実施及び監視するための資源及び能力が限られているため、全般的に執行不足の状況であった。統治は依然として弱く、児童を担当するのは最も資源の少ない省庁、即ち女性・児童問題省(Ministry of Women and Children's Affairs)であった。児童に対する多数の虐待形態が、性的虐待、体罰及び屈辱の処罰、児童放棄、誘拐及び人身売買を含め、依然として深刻で広範囲に及ぶ問題であった。児童はあらゆる環境、即ち家庭、コミュニティ、学校、居住施設及び職場において、虐待に対して脆弱であった。政府は2016年10月に、UNICEFの支援を得て、暴力、虐待及び搾取に直面する子どもを救うために考案された無料の電話サービスである、「チャイルドヘルプライン--1098 を」を立ち上げた。

ASKによると、2016年1月から8月までの子どもの暴力被害者は683人にも上り、このうち51人の被害者が6歳以下で、234人の被害者が7歳から12歳であった。また、強姦被害者は173人、ストーカーによるセクシャル・ハラスメントの被害者は33人、警察機関による拷問被害者は14人、教師による拷問被害者は277人、その他の身体的暴力の被害者は87人に上った。これは、かかる事案が2014年から2015年までに161パーセント増加した年に次いで多かった。首相は、2016年2月に議会で行った演説の中で、子どもの殺害事件の急激な増加について懸念を表明した。

女兒は特に、暴力及び虐待に遭遇し易かった。バングラデシュ統計局の女性に対する暴力実地調査に関する報告2015(Report on Violence Against Women Survey 2015)の調査結果では、10歳から14歳の女兒の34.2パーセントが1回以上強姦されたていることが指摘された。15歳から19歳の比率は39.7パーセントであった。2016年8月に、ダッカ市内のWilles Little Flower Schoolの8年生で14歳のスライヤ・アクテル・リシャ(Suraiya Akter Risha)は、校内から出ようとしたところを、ナイフを振り回した暴漢に白昼堂々と襲われた。この少女の死は、学生、教員及び親による3日間の抗議運動を引き起こした。

内務省への監視担当機関の設置を含め、複数の進歩があったにも関わらず、子どもの人身売買及び、人身売買被害者に対するケア及び保護が不十分な状況が依然として問題であった。職場における児童労働及び虐待は、主にインフォーマル部門の特定の業種で依然として問題になっており、また家庭内労働に従事する児童は、インフォーマルな職場でのあらゆる虐待形態に対して脆弱であった(第7節c参照)。

早期結婚及び強制結婚：1929年の児童結婚制限法(Child Marriage Restraint Act)よれば法定結婚年齢は女性が18歳、男性は21歳であるが、同法の施行は不十分で、強制結婚は依然として深刻な問題であった。2016年のUNICEFのデータによれば、女兒の52パーセントは18歳で結婚しており、18パーセントは15歳で結婚している。2014年のBDHSによると、初婚及び初交の平均年齢はそれぞれ、15.8歳と15.9歳であった。

バングラデシュ政府は、2015年に新しい児童婚規制法を起草した。これは、全国で激しい論議を呼んだ。同法では、法定年齢を下回る結婚を仲介する個人に対する刑罰を厳しくしているが、法案には、特定の条件下で18歳未満の子どもの結婚を認める条項が組み込まれていた。バングラデシュ政府は、この条項に抗議する複数の人権擁護団体及び開発ドナー側の熱心な唱導運動に触発されて、いかなる状況下でも法廷婚姻年齢を引き下げないことを保証したが、内閣はこの法案を承認しており、法案は2016年末時点で、議会に係属されていた。国内の関係筋及び国際コミュニティから批判されたにもかかわらず、首相は、この法案を公然と防護した。児童結婚の低減を目指し、政府は5学年レベルの義務教育以降における女子の学費を支援する奨学金を用意した。政府は複数のNGOと共に、18歳になるまで結婚を娘に待たせることの重要性を両親に指導するためのワークショップや公共イベントを開催した。女性の平均結婚年齢は18歳未満で、子どもは持参金及びその他の結婚に関連する暴力の犠牲になった。

児童の性的搾取：児童の性的搾取に対する罰則は、禁固10年から終身刑の範囲である。2013年の児童法(Children's Act)では、18歳未満を全て児童と定義している。児童ポルノグラフィ及びそれらの販売又は流通は禁じられている。ポルノグラフィ規制法(Pornography Control Act)では、罰則の上限を禁固10年及び罰金500,000タカ(6,250ドル)に定めている。そうしたデータに関して最新年である2009年、国際労働機関(ILO)及びBBSは、商業目的の子どもの性的搾取に関する基礎調査を完了した。この調査によると、性的搾取の被害児童18,902人のうち、83%が女兒、9%が性同一性障害児で、8%が男児であった。調査報告によると、女兒の40%、男児の53%が16歳未満、つまり、調査実施当時の合意年齢未満であった。性行為の同意年齢は、女性は18歳、男性は21歳である。

国際的な子の奪取：ミャンマーは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年のハーグ条約の締約国ではない。以下のURLで公開されている国務省の親による子の奪取に関する年次報告書を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

国内にはユダヤ教団はなかったが、伝えられるところによれば、政治家及びイマームは、その支持者から支援を得るために反ユダヤ的発言を行った。話題になったある事案では、与党党员は、反ユダヤ感情を政治的利益に利用してイスラエルの諜報機関と共謀したとして、ある野党幹部を告訴した。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

2013 年の障害者権利・保護法(*Disability Rights and Protection Act*)では、障害者の平等な取扱い及び差別からの自由を規定しているが、障害者は社会的及び経済的な差別に直面した。この法律では障害の防止、障害者の取扱い、教育、更生、社会的保護、雇用、輸送機関のアクセス可能性及び擁護に焦点を当てている。

この法律では障害者に対し、教育機関への入学状況や就職状況を追跡調査するための身分証明書の登録を要求している。この法律は、有権者リストに障害者を記載すること及び、障害者の選挙への参加を認めている。同法は、いかなる個人、組織、権限又は企業も、障害者を差別してはならないとしており、障害を理由とする学校、職場又は相続での不平等な取扱いに対し、500,000 タカ(6,250 ドル)以下の罰金又は、禁固 3 年の処罰を認めているが、同法の施行にはばらつきがあった。支援プログラムは、障害者を、正規の学校教育ではなく、どちらかと言うと職業訓練に向かわせる傾向があった。この法律によって、同法の目的の遂行に向けたあらゆる政府機関及び民間事業体の障害者関連の活動の連携を職務とする、27 人制の国家調整委員会(*National Coordination Committee*)も創設された。

行政省によれば、公務第 1 種及び第 2 種職業--他の職種よりも権限及び責任が重い官報掲載公務員--の 1 パーセントは、障害者枠として留保されている。開発における障害者センター、(*Center for Disability in Development*)によれば、国内 148 の行政村自治体には、障害者包摂イニシアティブがある。

「障害に立ち向かう行動(*Action against Disability*)」という NGO によると、障害を持つ児童の 90%が公立学校に通っていなかった。政府は包含的教育に関する教員研修を行い、また

県レベルで障害専門家を採用した。政府は、障害を持つ学生向けの奨学金も用意した。

法律には、新規建築物を対象とする拡大的アクセス可能性要件が盛り込まれている。とは言え、当局はこれらの要件を満たしていない新規建築物の建設計画を複数承認した。

法律では障害者に、健常者と同じ情報アクセス権を与えているが、この権利が行使されるか否かは、家族及びコミュニティの力学に左右された。法律には、障害者にとってアクセス性のある情報通信技術を、ビデオの字幕、手話、画面リーダー又はテキスト音声変換システムを通じて、国営及び民営の報道機関で提供するよう規定している。国営テレビ局は手話を使用した。報道機関による実施は、概ね、法律の要件を満たしていなかった。

法律では障害者を、政府が後援する法務サービスにおける優先集団として特定している。社会福祉省の社会サービス局(Department of Social Services)及び全国障害者発展財団(National Foundation for the Development of the Disabled)は、障害者の権利保護に責任を負う政府機関である。アクセス可能性の問題及び差別に起因して、障害者は時々、政府の保健、教育及び社会的保護のサービスの主流から除外された。政府は、車椅子、補聴器、点字機械、矯正器具及び人工装具など、障害者の補助を目的に設計された数百もの品目を減税対象とした。

精神障害者の取扱いに関する政府の便宜は、不十分であった。保健省(Ministry of Health)は、全ての公立医科大学に、神経障害を評価するための児童発育センターを創設した。障害者の雇用はもとより、医学的及び職業的な更生に向けた民間イニシアティブも、いくつか存在した。国内及び国際的な複数の NGO は、障害者向けのサービスを提供し、唱導活動を行った。政府は国内全 64 県に障害者向けサービス・センターを設置し、そこでは地元当局が更生サービスや補助器具を無償で提供した。政府は自閉症に関する研究や意識高揚も促進した。

国籍／人種／少数民族

少数宗派のコミュニティに対する暴力的攻撃が続いたが、そうした攻撃の動機はたいてい、国境を越えた暴力的過激派主義及び、経済的及び政治的理由のようであった。ダーイシュ及び AQIS の加盟者とされる襲撃者は、ヒンドゥー教徒 8 人、キリスト教徒 2 人、仏教徒 2 人及び、スーフィー派信者及びシーア派信者 1 人を殺害した犯行声明を出した。宗教過激派による別の攻撃では、ヒンドゥー教徒 4 人及び仏教徒 2 人が重傷を負った。

2016 年 10 月 30 日に、バングラデシュ東部のナジャーナガラ郡で、150 人から 200 人の集

団が家屋 200 棟及び 5 ヶ所以上の寺院を襲撃した。伝えられるところによれば、負傷者は 150 人に上り、8 軒の店舗が焼打ちされたということである。この攻撃は、ヒンドゥー教の神をメッカのカアバ(Kaaba)に貼り付けて細工した合成写真を掲載する、ある地元住民によるフェイスブックへの投稿後に発生した。2016 年 11 月の国家人権委員会の同県の事実調査団の報告によれば、この攻撃は意図的なもので、ヒンドゥー教徒を追い出してその土地を収奪することが目的だということである。バングラデシュ・ヒンドゥー・仏教徒・キリスト教徒統一評議会。(Bangladesh Hindu Buddhist Christian Unity Council) (BHBCUC)の評価によれば、この攻撃の防止を怠った地方行政及び県議員に責任があるということである。警察の捜査の結果、与党党员間の勢力抗争がこの攻撃を引き起こしたことが判明した。政府関係者、学生、ヒンドゥー教組織及びその他の団体がこの攻撃を非難したが、原因については意見が分かれた。警察は、この写真がアップロードされたインターネットカフェの所有者を含むおよそ 100 人を拘禁した。多くはこの事件とのつながりがほとんどなかった。

BHBCUC 等の少数宗派擁護団体は、国内の少数宗派を適切な方法で保護しないことについて政府を批判した。ヒンドゥー教団幹部は 2016 年 6 月に、ヒンドゥー教徒を過度に標的にした攻撃を非難した上で、インド当局に介入を嘆願した。

少数宗派に属する一部の人々が、雇用及び住宅供給における私的差別を報告した。ウルドゥー語の少数派コミュニティは、雇用及び住宅面で組織的に差別されたと報告した。土地保有における少数派に対する差別は、証人保護の欠如と相まって、時々、土地奪取の阻止及び拘留された容疑者の訴追を困難にする要因となった。

複数の少数派コミュニティは、自分たちばかりが追放された土地所有権紛争を報告した。それによると、かかる紛争は、とりわけ、地価が近年高騰している新設道路又は産業開発区域の近傍で発生したということである。コミュニティによれば、地元警察、文民当局及び政治指導者が関与するあるいは、政治的影響力のありそうな土地収奪者が訴追されないようにすることもあった(第 6 節を参照)。政府は 2016 年 8 月に、チッタゴン丘陵地帯(CHT)土地紛争解決委員会法を改正して、CHT で暮らす先住民族に対する土地返還を許可できるようにした(第 2 節 d を参照)。

複数の NGO の報告によると、出身国、人種及び民族的な少数派が差別に直面した。例えば、一部のダリット(ヒンドゥー教における最下層のカースト)が土地、十分な住宅、教育及び雇用へのアクセスを制限された。

先住民族

先住民族コミュニティは、市民サービス及び高等教育における CHT の先住居住者の参加を政府が割り当てたこと及び、1997 年の平和協定において要求された地方統治の規定にもかかわらず、広範な差別や虐待に見舞われた。CHT 出身の先住民族は、土地委員会の構成及び政策に関する不賛成を背景に、自分達の土地に影響を及ぼす決定に効果的に参加することができなかった。CHT の住民及び先住民族を代表するために結成された政党、チッタゴン丘陵人民連帯連合協会(Parbatya Chattagram Jana Samhati Samiti)の主張によれば、与党は、2016 年 6 月に行われた地方議会選挙において、地方行政及び治安部隊の支援を得て、武力を行使し、威嚇行為及び不正投票を利用して、CHT に対する支配権を確立した。厳重な治安措置によって、一部の先住民族及び活動家は差別に取り組むことができなかった。

先住民族は、強姦及び殺害を含め、社会的暴力にも苦しめられた。この暴力は、土地奪取を伴うこともあった。先住民族の権利に関する NGO のカパエン財団(Kapaeng Foundation)によると、2015 年を通じて、CHT 出身者 101 人を含む、134 人もの先住民族が、警察機関に加担した。カエパン財団の報告によれば 2015 年を通じて、強姦事案 26 件を含め、先住民族の女性及び女児合わせて 85 人が性的又は身体的虐待を受け、先住民族 13 人が殺害された。2015 年を通じて、先住民族の家屋 84 棟が取り壊され、35 棟が焼き払われた。

政府は CHT に居住する先住民族を特別な地位を有するとみなしており且つ、憲法でも、先住民族にとって有利な差別是正措置を勘案しているが、先住民族集団の報告によると、効果的な差別是正措置は実施されなかった。一部の NGO が、公務における雇用及び昇進における先住民族に対する差別を報告した。CHT 委員会によると、先住民族の子ども達の中で 10 歳まで学校に通ったのは半数に満たず、これは部分的に、先住民族の言語指導の欠如が原因であった。先住民族は時々、十分な住宅供給及び保健医療にアクセスできないこともあった。

複数の先住民族集団及び NGO の報告によれば、軍の存在感が顕著な CHT では特に、文民及び軍の諜報機関から監視されたということである。

中央政府は土地使用に対する権限を保持した。土地委員会は、非合法的に取得された全ての土地の調査及び返還を目的に創設されたが、2016 年 10 月現在、解決した紛争は全くなかった。ベンガル人及び先住民族は、委員会の構成と公平性を疑問視した。2016 年 8 月の CHT 土地紛争解決委員会法の改正は、この問題に取り組むためのものだったが、この地域に入植したベンガル人は、自身の利益を代表するものにならないと考えて、改正に異議を申し立てた(第 2 節 d を参照)。一部の先住民族の報告によれば、最近インドと締結された国境協定の施行に起因して、土地を奪われたということである。

CHT 以外の先住民族コミュニティは、ベンガル人イスラム教徒に土地を奪われたと報告した。複数の先住民族擁護団体の報告によれば、ミャンマー出身のロヒンギャ入植者による不法侵入が相次いで発生した。政府は、マウリビバザール(Moulvibazar)とモドゥプル(Modhupur)の森林区域において先住民族コミュニティが伝統的に所有してきた土地での、建設プロジェクトを続行した。

2016年11月6日に、ガイバンダ県(Gaibandha)北部において、国内およそ500,000人を数えるキリスト教徒先住民族が大部分を占めるサンタル族コミュニティの住民と、製糖工場労働者及び地元警察との土地所有権をめぐる衝突が発生した。複数の報道によれば、この衝突で、サンタル族の抗議者は火を点けた矢を警察に向かって放ち、警察は催涙ガス及びゴム弾の発砲でこれに応戦し、3人が死亡、25人が負傷した。警察と与党派活動家は、この事件を通じておよそ2,500世帯のサンタル族家族を強制追放し、略奪を行った末、家を焼き払った。この紛争は、サトウキビ栽培に向けて祖先が交わした1952年協定で政府に収用された土地を、100人規模のサンタル族抗議者が再び占有しようと企てたことがきっかけで発生した。サンタル族抗議者は、当局は協定に違反して、土地の一部をサトウキビ以外の作物の栽培用に賃貸したと主張した。警察は2016年11月7日に、警察に対する攻撃への関与疑惑で、指名手配者42人及び不特定個人およそ400人を刑事告訴した。2016年12月に、警察が11月6日の事件でサンタル族の家屋に火を放つ様子が映されたビデオ映像がインターネット上に掲載され、国民の怒りが噴出した。警察は、2016年末時点で証拠を再検討中であると述べた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

合意の上での同性同士の性的活動は、刑事訴訟法第377条の下に違法であるが、この法律は執行されなかった。LGBTIの集団の報告によると、警察はこの法律を、性的指向に関係なく男性らしくないとみなす個人等のLGBTIの人々を苛めるため及び、LGBTI組織の登録を制限するための口実として使用したということである。一部の集団は、警察の規範における疑わしい行動規定の下での嫌がらせも報告した。ヒジュラ(hijra)の人々は長年にわたり隅に追いやられてきたものの、社会の一部と認められてきたが、脆弱なコミュニティに対する過激派の武力攻撃に起因して、ヒジュラに対する畏怖感、嫌がらせ及び警察の接触頻度は高まる傾向にあった。政府は、バングラデシュにはLGBの人々は一人もいないと外務大臣が発言した2009年の審査におけるスタンスを覆し、2013年4月の普遍的定期審査において、LGB人口の存在を認知した。

LGBTIコミュニティは定期的に、電話、テキストメッセージ及びソーシャルメディアを通じて脅迫的メッセージを受け取った。警察から嫌がらせを受けた者もいた。ベンガル暦新

年(Bengali New Year)(ポヘラボイシャキ) (Pohela Boishakh)の祝典を通じて、警察は、攻撃予告から守るといった表向きの意図を掲げて、拘禁及び伝えられるところによれば、LGBTI であることを家族成員に暴露する等の方法での屈辱により、LGBTI コミュニティが行進に参加するのを阻止した。行進の終了後、コミュニティの構成員はネット上でも直接的にも嫌がらせを受けたと報告した。2016年4月25日に、人権擁護活動家のズルハズ・マンナン(Xulhaz Mannan)とその友人のマハブブ・トノイ(Mahbub Tonoy)が、マチェットを持った暴漢複数人にマンナンの自宅で殺害された。AQIS と関連があったと言われている。関係筋によると、2人の殺害は、LGBTI 活動家コミュニティ内に萎縮効果を引き起こした。この事件及び相次ぐ嫌がらせを受けて、LGBTI コミュニティの構成員の多くは、活動を自粛し、国内外の両方に避難場所を求めた。これには、主要支援組織の幹部も含まれた。これによって、LGBTI コミュニティの人々の擁護及び支援ネットワークは著しく弱体化した。レズビアンに特定した支援組織は、依然としてほとんど見られなかった。性的指向に基づく根強い社会的不名誉は日常的に発生し、このテーマを公の場で討議する障害になっていた。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV/エイズに対する、また比較的高いリスクの人々に対する社会的汚名は、特にトランスジェンダーのコミュニティや、男性同士の性行為経験者にとって、保健サービスを利用する際の障壁となり得る。ジェンダーの規範は時々、女性が HIV に関する情報やサービスを利用する妨げとなった。HIV の汚名を着せられて暮らす人々の指数(People Living with HIV Stigma Index)によると、HIV 陽性者は時々、社会的排斥、監禁及び相続権の否定に直面した。総体的な HIV 感染率は 0.1%未満であった。HIV プロジェクトに対する資金助成は落ち込んでおり、これによって、一部のサービス施設は閉鎖に追い込まれた。

HIV/エイズ患者に対する暴力に関する報告は限定的であった。複数の NGO の考えでは、これは部分的に、被害者が実態を明かした場合にどうなるかという恐怖感情及び、国内での HIV/エイズ感染率が比較的低いことに起因する研究不足の作用に原因の一端があるということである。

その他の社会的暴力又は差別

自警団員の殺害が発生した。複数の地元人権擁護団体が、事件の報告件数はおそらく実際に発生した件数のごく一部に過ぎないと認めた。非合法的な死刑宣告及び村の仲裁は、宗教学者ではなくむしろコミュニティ指導者によって与えられる裁定として、ある著名な地元 NGO が定義した状況であるが、それらも発生した。2016年4月には、クルナ県(Khulna)で、預言者ムハンマドに対する侮辱を理由にヒンドゥー教徒教師 2 人が複数の村民によっ

て暴行され、学校に閉じ込められた。教師は、「宗教的感情の毀損」を理由に禁固 6 ヶ月を言い渡された。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では組合に加入する権利を規定し、また政府の承認を前提に、組合を結成する権利を規定しているが、労働者の権利擁護団体によれば、組合を登録するための要件は依然として複雑で厄介であった。法律では、ある企業の労働者全体の 30%以上の加入合意を、労働・雇用省(Ministry of Labor and Employment)が組合を承認する前の要件として定め、同省は組合加入者が 30%未満となった場合に組合解散を裁判所に要請することができる。法律では包括的(工場全体)な交渉単位のみ許容している。労働法における労働者の定義では、経営、監督及び事務管理の担当職員を除外している。消防担当者、警備員及び雇用主の秘密補佐は、組合に加入できない。公務員及び治安部隊職員は、組合結成を禁じられている。同省は他の理由でも、労働裁判所の承認があれば、組合の登録を抹消することができる。法律では組合に、解散又は登録拒否の場合における上訴権を与えている。全国労働法の典型的な例外は、現時点で、労働組合への加盟を許可していない、輸出加工区(Export Processing Zone)(EPZ)である(以下を参照のこと)。

見込まれていた複数の組合が、労働法に記載されていない理由を根拠に却下されたと相次いで報告した。労働・雇用省(Ministry of Labor and Employment)(MOLE)の報告によれば、現在国内には 7,659 組合の労働組合があり、加入者はおよそ 300 万人である。縫製部門は 507 組合で、これには、2013 年以降に新設された 375 組合が含まれる。MOLE の報告によれば、エビ加工部門では 16 組合、皮革・皮なめし部門では 13 組合が活動していた。ソリダリティ・センター(Solidarity Center)によると、既製服(RMG)部門の組合のうちかなりの数が、2016 年中に活動停止状態となり、その背景には工場閉鎖、あるいは雇用主の側における不当な労働慣行の嫌疑があった。2016 年は、2 月に申請数が増加したが、その後は年末まで、労働組合の申請件数は減少傾向にあった。MOLE の報告によれば、ダッカ市内の RMG 部門の組合容認率は、2016 年を通じて前年を上回り、2015 年の 27 パーセントに比べて RMG 組合の 52 パーセントが登録に成功した。これに対し、チッタゴンでは、組合容認率は 2015 年の 75 パーセントに比べて 41 パーセントに落ち込んだ(2016 年 8 月現在で、11 組合が容認され、16 組合が却下された)。登録申請を行った組合数が 2016 年を通じて著しく減少したのは、注目に値する。ソリダリティ・センターによると、MOLE は 2016 年 12 月現在で、RMG 部門では 47 組合を登録し(ダッカで 36 組合、チッタゴンで 11 組合)、41 組合を却下した(ダッカで 24 組合、チッタゴンで 17 組合)。比較したところ、2015 年は通年で、登録が 61 組

合、却下が 148 組合であった。ソリダリティ・センターの報告の続きによれば、RMG 部門では、労働組合が活動している工場が 347 ヶ所あり、2 つ以上の組合があるということである。

ダッカ・ダイイング・ガーマント社(Dhaka Dyeing Garments)に勤務する労働者は、組合登録を 3 回試みた。労働省は申請を 2 回却下し、その理由は、労働者の発言の根拠が合法的でない、又は正当性を欠くものであったことであった。3 回目の登録申請後、労働省当局者は工場を視察したが、申し立てによると、労働者を反組合に仕向けようとした。労働者は、ダッカの労働副部長(Joint Director of Labor)は登録活動を止めさせる目的で、労働組合連盟に贈賄を申し出たとも主張している。2015 年 11 月に、雇用主は、100 人を超える従業員を解雇した。従業員は抗議活動を行い、雇用主は、MOLE の承認を得て、違法なストライキを理由に工場を閉鎖した。工場の閉鎖後、労働組合連盟と工場主は、従業員の契約解除の概要を示した了解覚書(Memorandum of Agreement)を締結した。MOLE は 2016 年に、汚職の不服申し立てを提示されたダッカの Joint Director of Labor を、組合連盟から別の管轄区に異動した。

法律では合法的ストライキを実施する権利を規定しているが、多数の制限を伴う。例えば、政府は「コミュニティに深刻な困難」をもたらすと見なされるストライキを禁ずることができ、また持続期間が 30 日間を超えるストライキを全て終了させることができる。法律では商業的生産開始から最初の 3 年間、あるいは工場が外国人の投資で建設された場合、又は外国人投資家が所有者である場合にもストライキを禁じている。ダッカ近郊のアシュリア(Ashulia)工業地区では、2016 年 12 月 11 日から 59 工場でストライキが決行されており、数千人もの労働者が賃金引上げを要求するストライキを続けている。国内の大手労働組合連盟はストライキを決行しなかったが、ダッカ市当局は、この事件を受けて、特別保権限法に基づく罪状を含む一連の容疑で、組合幹部少なくとも 11 人を拘束及び逮捕した。産業警察から嫌がらせを受けたという報告を受けて、アシュリア地区及び他の地域で活動するいくつかの労働組合連盟は事務所及び、ソリダリティ・センターが支援する従業員のコミュニティセンターを閉鎖した。

合法的に登録された組合は、要求書を雇用主に提出し、団体交渉を行う資格を与えられる。これは希にしか発生しなかったが、事例は増加していた。法律では、合法的権利の行使を理由とする組合員に対する報復など、不公正な労働慣行に対する刑事罰を規定している。複数の労働団体の報告によると、一部の企業で労働者が団地交渉権を行使せず、その背景には組合が苦情に対して経営側と一緒に非公式に対処する能力、あるいは報復に対する恐怖心があった。ソリダリティ・センターによると、2016 年 10 月時点で、まだ活動していた衣料部門の複数の組合とそれぞれの経営側が、22 件の団体交渉合意に到達した。

チッタゴン県にある工場、**Reliance Denim Industries Ltd(Reliance)**で組合結成を要求する労働者は、2016年1月の2度にわたる暴行事件の末、経営陣に苦情を提出することができた。伝えられるところによれば、が2016年1月13日に、ある組合労働活動家が労使会議から自宅に戻る途中で20人の男性集団に襲撃され、その翌日に、工場長1人を含む40人が工場内の従業員を襲撃した。工場長は、工場で発生したこの襲撃について組合幹部を非難し、この活動家を逮捕させ、2016年1月16日に工員7人に工場への立入りを禁止した。これによって、7人は事実上停職処分になった。組合側は、少なくとも1つの小売業者から圧力を受けた後、2016年1月25日に、刑事告発を取り下げ、欠勤期間に対する未払い給与を支払った上で労働者を工場に復帰させ、結社の自由について従業員に一筆したため且つ、定期的な投資会議を開始することに合意する協定を経営側と締結した。

法律には、活動の組織化における雇用主の干渉から組合を保護する規定が盛り込まれているが、雇用主は、特に既製衣料産業において、この権利に干渉することが多かった。複数の労働団体組織者が、脅迫及び虐待、従業員の解雇、そして治安部隊及び諜報局による監視を報告した。労働者の権利に関する複数のNGOが、解雇された一部の組合員は雇用主によってブラックリストに記載されたために、同じ部門で仕事を見つけることができない状況にあると申し立てた。BGMEAの報告によれば、一部の工場主は、物理的な威嚇行為等の労働組合団体からの嫌がらせについて苦情を申し立てたが、統計データ及び具体的な事例は入手できなかった。

複数の工場を運営する国内製造業者のAzimグループの従業員は、結社の権利の行使に向けた努力ゆえに、脅迫、報復及び身体的暴力に何度も遭遇した。2014年にAzimが所有する工場の組合活動家に対する暴行が発生して以来、Azimグループ所有の3カ所の工場では、労働者は2015年後半から、バングラデシュ独立縫製労働者組合連合(Bangladesh Independent Garment Workers Union Federation) (BIGUF)の傘下での組合結成に向けて活動するようになった。工場長は、組合結成活動に関与した従業員9人に対し、停職処分という方法で報復措置を講じた。労働者人権協会(Worker Rights Consortium)(WRC)の報告によれば、工場長と監督は、組合結成を理由に、労働組合活動家に殺害の脅迫を行ったということである。JDLは2016年3月31日に、ほとんど理由を示さずに、3つの工場の組合の登録申請を全て却下した。Azimグループは2016年5月に、BIGUF及びWRCが契約を結ぶ買主からの厳しい圧力を受けた末、停職処分中の9人の従業員を復職させた。9人は処分後も、組合結成に向けて活動を続けており、登録申請を再提出する意向を示している。

ガジプル県にあるPanorama Apparels Ltd. (Panorama)の管理職は、与党党員の支援を得て、組織化に向けた労働者の活動を抑圧した。WRCによれば、2016年2月29日に、経営陣は、

JDLによる申請の審査期間中に、組合結成を求める労働者5人を強制解雇した。JDLはその後、組合の組合長及び書記官が(経営陣が強制解雇したばかりだったという理由で工場に勤務していない事実等の疑わしい理由に基づいて、組合の登録申請を却下した。経営陣は、複数の小売業者からの圧力を受けた末、2016年4月に、この5人の職場復帰及び組合結成の権利を討議するための組合幹部との話し合いを行うことに同意した。しかし、経営側は、AL 党員からの圧力や威嚇行為及び抑圧的行為(例えば、組合幹部が法定代理人に相談する機会の否定及びして、幹部が理解できない英語で、書面による合意を幹部側に提示する方法)を利用して、5人の従業員を工場に復帰させないことを納得させた。MOLE の報告によれば、5人の従業員は自発的に Panorama を退職し、正当な補償金を受け取った。MOLE はこの苦情申立ては解決したと報告した。

WRCによると、Friends Stylewear Ltd では、工場経営側は、組合活動を行っていた組合員を全て解雇した。JDL は不当労働行為(Unfair Labor Practice)に対する苦情申立てに応じて、工場主に対する訴状を18件提出した。2016年8月時点で、この事案は労働裁判所で係争中であつた。

2013年に発効した労働法改正では、従業員数が50人を超える全ての工場に対し、選挙で選ばれる労働者参加委員会(Workers' Participation Committee)(WPC)を設置するよう要求している。政府は2015年9月に、改正法の中で要求されていたバングラデシュ労働規則(Bangladesh Labor Rules)を可決した。この規則には、WPCの選任プロセスの概要が記載されている。2016年8月時点で、政府はおよそ236のWPCが結成されたと報告している。大多数はRMG部門であつた。

バングラデシュ輸出加工区(Bangladesh Export Processing Zone)(EPZ)管理局(BEPZA)の権限下に置かれる別の法的枠組は、およそ458,000人が就労するEPZ内での労働者の権利に適用される。EPZ法では、団体交渉権及び労使紛争における代表権等の、労働者によって選ばれた労働者福祉団体(Worker Welfare Association)(WWA)のための、一定の限定的な結社権及び交渉権を定めている。BEPZAによれば、2016年9月現在で、231のWWAが結成されていた。EPZ内での組合結成は法律で禁じられている。禁固刑の下であらゆるストライキを禁じていた、EPZ法における以前の規定が2013年に失効した一方、同法は引き続き、BEPZA局長が公共の利益を阻害すると見なすストライキを一切禁ずる裁量権など、ストライキを行う権利に対する厳格な制限を規定している。同法ではEPZ労働者法廷、上訴法廷及び調停人を規定しているが、これらの機関はまだ確立されていなかった。代わりに、国内8カ所の労働法廷及び、1カ所の上訴労働法廷が、EPZにおける事件を審理していた。EPZAは、監察官の役割を果たす労働カウンセラーと共同での、独自の監察体制を持っている。EPZの労働者団体は、外部の政党、組合又はNGOとの如何なる繋がりも確立するこ

とを禁じられている。

EPZ 内での合法的ストライキの報告例はなかった。ILO によれば、議会は、バングラデッシュ労働法と並んで、国際労働基準に適合しない EPZ 法案に対する訴訟を引き続き延期した。議会の法務・司法・議会問題省(Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs)常任委員会は、国際コミュニティからのフィードバックを募った 2016 年 9 月 29 日のものを含め、この法案についての聴聞会を 7 回行った。同委員会の委員長は 2016 年 9 月 29 日の会議後に、近隣諸国における比較可能な実施例を見直す作業を下部委員会に割り当てた。2016 年末時点で、下部委員会からの折り返し報告はなかった。

EPZ 内での結社権及び労働者保護に対する制限を除き、国内の労働法では反組合的差別を禁じている。労働裁判所は、組合活動を理由に解雇された労働者の復帰を命ずることができるが、これが実行されることは稀であった。

政府は適用可能な法律を必ずしも効果的に、又は一貫性のある形で執行したわけではない。例えば、労働法では、労働裁判所による調停、仲裁及び紛争解決のための仕組みを定めており、団体交渉組合に属する労働者は、和解に到達できない場合はストライキを行う権利を有する。実際問題として、厄介な法的要件に従ったストライキはほとんどなく、またストライキあるいはウォークアウトは自然発生的に起こることが多かった。

労働法違反に対する罰則は 2013 年に強化され、これらの罰則は実施規則の発布によって有効化された。初回違反に対する罰金は 25,000 タカ(313 ドル)が上限であるが、2 回目の違反だと倍増する。同法では最長 3 年の懲役刑も認めている。違反の結果、死亡に至った場合、同法では最大 100,000 タカ(1,250 ドル)の罰金、最長 4 年間の懲役、又は両方を認めている。行政上及び司法上の上訴は、大幅な遅延を想定しなければならなかった。

b 強制労働の禁止

法律では、あらゆる形態の強制労働を禁じている。強制労働又は債務労働に対する罰則は、5 年以上 12 年以下の禁固刑及び、50,00 タカ(625 ドル)以上の罰金である。強制労働を禁ずる法律を執行する監察機構は事実上機能していなかった。資源、監察、及び是正努力が不十分であった。法律では、人売買被害者に提供される避難所及び他の保護サービスを強制労働被害者が利用する権利も規定している。

詐欺的な雇用の申し出によって海外での就労に採用された人々がその後、強制労働又は債務による束縛の条件の下、国外で搾取されていた。出稼ぎ労働者の多くは、バングラデシ

ユ海外職業斡旋企業協会(Bangladesh Association of International Recruiting Agencies)(BAIRA)に所属する職業斡旋業者が法的に課す高額の採用手数料及び未登録の準斡旋業者が違法に課す採用手数料を支払う債務を負っている。

債務労働及び家事労働の例がいくつか報告され、農村地域が圧倒的に多かった。子どもと大人が強制的に家事労働及び債務労働に送り込まれ、移動を制限され、賃金を支払われず、脅迫、身体的虐待又は性的虐待を受けた(第7節 c 参照)。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律では児童雇用を規制しており、また規制は仕事の種類及び児童の年齢に応じて異なる。最低就労年齢は 14 歳で、危険有害作業の最低年齢は 18 歳である。法律では一定の例外を認め、12 歳又は 13 歳の子どもでも制限された形での軽作業であれば許可される。未成年者は、工場では 1 日 5 時間、週 30 時間まであるいは、他の種類の職場では、1 日 7 時間、週 42 時間を限度に働くことができる。法律により、全ての児童が 5 学年まで通学しなければならない。

労働省の執行機構は、大規模な、都市部のインフォーマル部門については不十分で、また、輸出用衣料部門及びエビ加工部門を除き、児童労働関連法はほとんど執行されていなかった。農業及びその他、政府の監督下に置かれていないインフォーマル部門は、多数の子どもを雇っていた。

同省の 2012-16 期の児童労働国家行動計画(*Child Labor National Plan of Action*)の下、国家児童労働福祉評議会(*National Child Labor Welfare Council*)が児童労働の監視を担当している。しかし、同評議会はその創設からこれまでに、に 2 度しか会合を開いていない。政府は、児童労働を含む子どもに対する広範な暴力への対応、介入の監視及び、照会機構の開発を目的に、県レベル及び郡レベルでの児童保護ネットワークを義務付けた。

法律では児童労働が関係する違反について、名目上の 5,000 タカ(63 ドル)未満の罰金を含め、罰則を定めている。これらの罰則は、違反を抑止するには不十分であった。政府は時々、家事使用人を虐待した雇用主を刑事告訴した。労働省は 2015 年 を通じて、40 件の児童労働事件を提起したが、概して資源、監察、及び是正措置が不十分であった。

2016年7月10日に、サガール・バルマンという名の10歳の男児が、父親と勤務していた Zobeda Textile and Spinning Mills で殺害された。父親は息子を殴打した上、空気圧縮機を使って空気を直腸に流し込んで殺害したとして工場経営者を告訴した。2015年8月及び2016年12月にも同様の殺害が発生した。この男児の死亡事件によって、この工場で働いていた10歳から15歳の子ども24人が発見されることになった。伝えられるところによれば、工場・労働施設検査局(Department of Inspections of Factories and Establishments)(DIFE)は、この工場に対する訴状を裁判所に提出し、警察は工場監督を逮捕した。

児童労働は、インフォーマル部門及び家事労働で特に蔓延していた。ダッカ市内の貧民街2,700世帯の実地調査に基づく、海外開発研究所(Overseas Development Institute)の2016年の報告書によれば、6歳から14歳の子どもの15パーセントは、退学して常勤労働に勤務していた。こうした子どもは、国内法の定める42時間制限を優に超えて働いていた。こうした子どもの主要雇用先は既製衣料産業で、女児労働者の3分の2を占めていた。

ILOによれば、男児の主要雇用部門は農業で、女児の主要雇用部門はサービス業であった。BBSのバングラデシュの児童労働報告書2015によれば、児童労働者は345万人で、128万人が危険な職業で働いていた。BBSの推計によれば、児童労働者の17.1パーセントは言葉による暴力を受けており、1.2パーセントは殴打、2.5パーセントは性的虐待を受けていた。UNICEFがケラニガンジ(Keranigaj)で実施した直近の実地調査によると、この地域の労働人口はおよそ185,000人で、その59パーセントが18歳未満であり、ピーク生産期には一日最大17時間も労働していた。チッタゴン県の船舶解体業者の権利保護に向けて活動するNGOのYoung Power in Social Actionによれば、船舶解体労働者の11パーセントは18歳未満であった。Shipbreaking Platform等の複数のNGOの報告によれば、労働者は訓練、安全設備、休暇、適切な保健医療又は雇用契約約定を施されない状態で長時間労働に従事している。船舶解体業の2015年の労災死亡者は16人以上に上った。

児童は最悪の形態の児童労働に従事し、主に農業での危険な活動が多かった。農業に従事する子どもはリスクを負って、危険な道具を使用し、重い荷物を運び、そして有害な農薬を散布していた。児童は長時間働くことが多く、極端な温度に曝され、鋭利な道具による負傷率が高かった。児童は石や煉瓦の破碎、染色作業、鍛冶屋の助手、そして建設作業など、危険有害な活動にも従事した。強制児童労働は干し魚産業でも見受けられ、児童は有害な化学物質、危険な機械、そして長時間労働に曝された。都市部では路上生活児童が人力車の牽引、ゴミ回収、リサイクル、行商、物乞い、自動車修理、そしてホテルやレストランでの労働といった仕事に就いていた。これらの児童は、例えば強制的な物乞い、あるいは薬物の密輸又は販売に使われるなど、搾取に対して脆弱であった。

児童は頻繁に、未登録の衣料産業、陸運業、製造業及びサービス業を含め、非公式部門で働いていた。

以下の URL で公開されている、*最悪の形態の児童労働に関する労働局の調査結果* (Department of Labor' s Findings on the Worst Forms of Child Labor)も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

労働法では、性別又は障害に基づく賃金差別を禁じているが、性別、障害、社会的地位、カースト、性的指向又は同様の要因に基づく他の差別は禁じていない。憲法では宗教、人種、カースト、性別又は出身地に基づく、国による不利な差別を禁じており、その禁止を政府による雇用にも明治帝に拡大適用し且つ、不利な立場の人々の利益になる差別是正措置プログラムを認めている。

低賃金の衣料部門はこれまで、女性を対象とする雇用機会であった。公式統計データによれば、縫製部門労働者の大多数は女性で、RMG 全体の労働力のおよそ 56 パーセントを占めているということだが、データ不足により統計データはばらつきが多かった。ILO の推計によれば、女性は RMG ロ動力の 65 パーセントを占めている。女性は衣料部門労働者の過半数を占めるが、監督者及び経営陣の職位に占める女性の割合は、概ね、極端に低かった。女性は時々、セクシャル・ハラスメントを含め、工場で虐待を受けた。経済全体にわたり、性別に基づく賃金格差が多少あったが、衣料部門では女性も男性も同等の賃金であった。

一部の宗教的少数派、少数民族及び他の少数派が、特に民間部門での差別を報告した(第 6 節参照)。

e 受入れ可能な労働条件

国家最低賃金委員会(National Minimum Wage Board)は、最低月給を部門単位で定めた。同委員会は随時招集され得るが、三者会合形式で少なくとも 5 年おきに会合を開き、賃金体系及び給付金を産業別に設定しなければならない。法律により、政府は雇用主及び労働者と協議の上、政府の公式発表を通じて現行賃金体系を修正又は改正することができる。衣料産業では、同委員会が最低月給を 2013 年に 5,300 タカ(66 ドル)に設定した。アパレル部門での賃金は最低賃金より高いことが多く、また、BEPZA によれば、EPZ 内での賃金は通常、一般的な賃金水準より高かった—月額 5,500 タカ(70 ドル)。最低賃金が最も低い水準に該当

したのは、2013年に覚書によって日給69タカ(0.86ドル)に設定された、茶包装作業の賃金であった。設定された最低賃金はいずれも、都市部住民の生活水準を十分に満たすものではなかった。最低賃金はインフレ(年間平均7パーセントから8パーセント)に合わせて指数化されたわけではないが、委員会は時々、一部の部門での賃金に合わせて生活費調整を行った。

法律により、標準労働時間は1日8時間である。週当たりの標準労働時間は48時間であるが、基本給の2倍の超過時間手当の支払いを前提に、60時間まで延長可能である。超過勤務は義務的であってはならない。労働者は、1日の労働時間が8時間を超える1時間の休憩、又は、1日の労働時間が5時間を超える場合は30分の休憩を取らなければならない。工場労働者は、毎週1日の休暇を与えられなければならない。店舗勤務者は週当たり1日及び半日の休暇を与えられる。法律では労働安全衛生基準を定めており、また最近の法改正により、労働者安全委員会の設置が義務付けられた。同法では、労働者は全て、年間で少なくとも11日の有給祝祭日休暇を許されるべきであると述べている。かかる祝祭の日数及び日付は、雇用主が決定することができる。

労働法実施規則には、工場内に労働安全衛生(OSH)委員会を結成する際のプロセスの概要が記されており、政府の報告によれば、2016年8月時点で、およそ133の安全委員会が結成されたということである。この委員会には、経営陣と、組合又は工場のWPCから推薦される労働者の双方が含まれる。組合又はWPCが存在しない場合は、労働省が、労働者代表者の選出を段取りする。

政府は、最低賃金、労働時間、及び労働安全衛生基準を、全ての部門で効果的に実施したわけではない。衣料産業では焦点が強化されたことから一部の衣料工場で法令遵守状況が改善された一方、資源、監察及び是正措置は諸部門にまたがって概して不十分で、違反に対する罰則も、違反を抑止するには不十分であった。

MOLEは労働監督及び問題の有効な修復に向けた人材及び資金が不足している上、同省には、起訴に持ち込まずに直接雇用主に制裁を与える権限もなかった。これにもかかわらず、同省はその人員及び技術的資質の強化に向けた措置を講じなかった。政府は、2014会計年度の同省の予算を3.7倍増大し、2015会計年度にはさらに、72パーセント増の410万ドルに引き上げた。2016年4月時点で、同省で活動する監督者は277人であった。このうち235人は、ラナ・プラザの崩落事故後に雇用された監督者であった。MOLEは2016年6月時点で、監督者169人の追加雇用を承認し、追加雇用を進めていた。公共サービス委員会は、2016年末時点で、この追加監督者のうち89人の雇用契約を進めていた。MOLEの報告によれば、反組差的差別の申立てを66件受理し、このうち32件を解決した。同省は2016年8

月に、労働理事会(Directorate of Labor)を労働局に格上げすることについて、行政省承認からの承認を取り付けた。これが実現すれば、職員の数 は 712 人から 1,043 人にまで増えることになる。この格上げは現在、財務省の承認待ちになっている。

2013 年に起こったラナ・プラザのビル崩落事故では 1,138 名の労働者が死亡し、負傷者は 2,500 名を超えた。崩落事故の余波を受け、民間企業、外国政府及び国際機関が政府と協力して国内 3,660 箇所を超える縫製工場を検査した結果、2016 年 8 月までに、人命への差し迫った危険性を理由に、39 工場が全面閉鎖に、42 工場が部分閉鎖に追い込まれた。多数の工場が、安全条件の改善に向けた措置を講じ始めたが、改善措置はたいてい、十分な融資を受けられないこと等の一連の要因に起因して迅速に進まなかった。殺人等の複数の罪状で告発されたラナ・プラザの所有者のソヘル・ラナ(Sohel Rana)及び他の被告 40 人に対する、訴訟は、2016 年 7 月 18 日に始まった。証人の供述録取は 9 月 18 日から始まった。2016 年末時点で、審理は係属中であった。

2012 年に タズレーン・ファッションズ社(Tazreen Fashions)で発生した火災の関係者に対する審理は、マフムダ・アクテル(Mahmuda Akhter)会長及び経営責任者のデルワー・ホサイン(Delwar Hossain)を含む 13 人の 2015 年 9 月の告訴を経て、2016 年 1 月 9 日に始まった。

複数の労働者団体によると、法律で定められた OSH 基準は不十分で、また法令遵守に向けた措置を講じる工場が増えた。法律では法令不遵守に対する罰金を最大 25,000 タカ(313 ドル)と規定しているが、これは違反の抑止力にはならなかった。

労働時間の法定限度違反は日常的であった。既製衣料部門ではしばしば、雇用主が輸出納期を守るために 1 日 12 時間以上の労働を労働者に要求したが、必ずしも働いた時間の対価として適切な報酬を労働者に支給したわけではなかった。ソリダリティ・センターによると、労働者は自ら望んで、法定限度を超えて残業した。雇用主はごく普通に、労働者の給料を遅配したり、休暇手当の全額支給を拒否したりした。労働省による監察では、超過時間違反の報告が全くなかった。

多数の職場において、安全条件は極めて劣悪であったが、ソリダリティ・センター及びその他の報告によると、衣料部門では安全性が大幅に改善された。 Bangladesh Fire Service)及び民間防衛局(Civil Defense)はその監督部を強化し、縫製工場における火災安全管理計画の策定、建物及び電気系統問題の訓練を受けた監督官の数を 55 人から 265 人に増強した。RMG 産業以外のフォーマル部門の工場は概ね、依然として、安全監督官の対象範囲外になっている。2016 年 9 月 10 日に、ガジプル県の Tampaco Foils 工場で火災を伴う爆発が発生し、35 人が死亡した。この事件で、ラナ・プラザの災害以降の改善措置に反して、

安全及び適切な施設の監督に依然として不足点があることが証明された。

国民の大多数が働く大規模なインフォーマル部門において、信頼できる労働統計データはほとんど入手できず、またこの部門での労働関連の執行は困難であった。BBS の 2010 年版労働力調査報告書によると、国内の労働者 5,670 万人のうち 4,730 万人がインフォーマル部門の被用者であった。